

## 平成27年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成27年6月22日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 濱 口 太 作
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 久 保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	日 垣 龍 二
事務局次長兼班長	寺 岡 安 弘
議 事 班 主 任	武 井 美 冬
議 事 班 主 任	眞 土 浩 子
議 事 班 主 事	池 田 諭 史

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小 松 幹 侍	副 市 長	久 保 信 介
総 務 課 長	山 本 康 二	企画財政課長	川 上 建 司
滞納整理課長	西 村 城 人	財産管理課長	黒 岩 道 宏
税 務 課 長	上 松 一 喜	市民課長	萩 野 義 興
保健介護課長	武 井 知 香	人権啓発課長	松 本 大 成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹 本 俊 之	建 設 課 長	岡 本 秀 彦
商工観光深層水課長	久保田 浩	ジオパーク推進課長	和 田 庫 治
防災対策課長	上 松 富 士 樹	会計管理者兼会計課長	長 崎 潤 子
福祉事務所長	中 屋 秀 志	教 育 長	谷 村 幸 利
教育次長兼学校保育課長	久 保 一 彦	生涯学習課長	森 岡 光
水道局長	山 崎 桂	消 防 長	竹 谷 昭 一
監査委員事務局長	山 本 ゆかり	室戸市選挙管理委員会委員長	溝 渕 康 展

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定員13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） おはようございます。

4番小椋利廣。平成27年6月第4回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して市民の目線に立って通告に基づき一般質問を行います。

1番、市政全般について。(1)室戸市の活性化について。①交流人口の拡大による活性化についてお聞きをいたします。

平成27年度の高知県の事業計画は、南海トラフ巨大地震対策、人口減少対策を柱に、中山間地域対策や少子・高齢化対策、インフラ整備の充実対策や地方創生につきましてはまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされております。小松市長さんは、室戸市の厳しい状況の中、3期目の市政運営に向けて一生懸命取り組んでおられます。室戸市の人口も、この4年間で1,531人が減少いたしまして、平成27年3月31日の室戸市の人口は1万4,723人となっておりまして、今後もまだまだ人口の減少が続いていくと予測をされ、人口の減少問題、少子・高齢化や産業の振興、福祉や医療の問題等々多くの課題が山積をいたしております。人口減少問題や後継者不足による第1次産業の衰退と地場産業の衰退や商店街のシャッター通り問題、町の中でも限界集落が出始めている問題では、地方が消滅をしてしまうのではないかとまで言われているところでございます。

これらの課題の解決に向けた取り組みとして、室戸の資源を活用した新たな可能性を探る試みも必要だと思われる中で、県内外の若者の出会いを拡大するような行政主導の定期的なイベントを行うなど、室戸市の活性化と若者が定着ができる交流人口の拡大等にどのように取り組まれていくのか、お伺いをいたします。

(2)医療への取り組みについてお聞きをいたします。

今回、私が一番身近に感じてきたことは、人口の減少や少子・高齢化が進んでいる中で、地域医療機関の閉鎖が進んでいるという問題であります。室戸市の人口も先ほどお話をさせていただきましたように、平成27年3月の時点では1万4,723人となっており、そのうち高齢者

は、43.6%となっておりまして、高齢化比率はどんどん進んでいると考えられております。室戸市では、救急医療もなくなっております。また、室戸岬では、診療所も閉鎖となっております。高齢者の方々によりまして、診療所がなくなったことで、薬をもらいに行くのにも、時間をかけてバスで行くことが非常に苦痛になると言われているところでございます。また、私がお聞きをしますところによりまして、若いお母さんたちからは、幼い子供が2人から3人いると、小児科は全部安芸の県立総合病院へ連れていかなければならないので、2人から3人の幼児が同時に病気にかかることは余りなく、別々にあき病院まで連れていくことは、時間と費用も大変で、室戸に週に一度でも出張の小児科を開いてもらうことはできないかと言われているところでございます。乳幼児は、予防接種もあり、急な発熱など不測の事態が起きることも多く、子育て支援対策としても考える必要があると思われるところでございます。今後、これらの地域医療についてどのように取り組まれていくのか、お聞きをいたします。

(3)番、室戸世界ジオパークセンターの利活用についてお聞きをいたします。

平成27年4月29日に、高知家・まるごと東部博が高知県東部地域の芸西村から東洋町までの9市町村が連携をして、12月23日までの約8カ月間、初めての広域観光キャンペーンが開催をされております。4月29日の東部博覧会にあわせて開館をした室戸世界ジオパークセンターには、約3,000人が訪れて、新しいコンピューターグラフィックスでの室戸ジオパークの成り立ちの説明や新しい観光資源の魅力や地元食材グルメや地場製品の開発等々、多くのプログラムを準備して、観光客270万人誘致へ向けてスタートが切られました。いろいろなイベントが行われている中で、5月の連休中のゴールデンウィークには、約8,300人余りの多くの入館者があり、それ以後の平日の1日当たりの入館者数は、平均して約280人前後と言われており、またジオカフェ、ジオショップには、1日に約80人前後の方々を利用をされてきたとお聞きをいたしております。開幕当初や5月の連休には、多くの観光客が訪れておりますけれども、平日には入館者も非常に少ないように感じておりまして、通りすがりの人たちも、平日は駐車場に車も少ないので、非常に寂しいと言われております。行政と民間企業、住民との一体感を持続させるためにも、1カ月から2カ月に1回でも地域を盛り上げる取り組みを開催できないものかと考えるところでございます。今後、夏休みや秋の行楽シーズンに向けて、高知家・まるごと東部博、270万人観光に向けてどのような取り組みが行われて利活用につなげていくのか、お聞きをいたします。

次に、(4)室戸ジオパークトライアスロンについてお聞きをいたします。

平成27年5月9日、第1回室戸ジオパークトライアスロン大会が、全国各地から300人を超える選手が参加をされて、雨が降るあいにくの天候の中、鉄人レースが盛大に開催をされたところでございます。全国各地から300人を超える選手が参加をするこの競技の実施に当たっては、細心の注意を払って、室戸ジオパークトライアスロン実行委員会と室戸市商工会が事務局となり、オール室戸で取り組んできた結果、470人の市民がボランティアとして大会をサポート

トしてきたと言われておりまして、選手たちは、室戸の人の声援が大きな励みになったと言われております。室戸岬新港の水泳が1.5キロ、そして自転車は国道55号線から分岐をして室戸スカイラインは海岸段丘の厳しい急勾配の標高差300メートルと最後は室戸岬の西海岸と東海岸を往復する10キロメートルのマラソン大会で、太平洋が織り成す最高の景観がすばらしかったと言われております。バイクは、ベテラン選手が国内一きついと言うほど苛酷でありながらも、選手の中には、難コースにあえて挑戦をしたがる人も多いとお聞きをいたしており、今後は、PR次第では、来年の参加者はふえるのではないかと想像もされているところでございます。ことしの平成27年7月14日から17日までの4日間、室戸ジオパークは、4年に1度の再審査を受ける厳しい年であるとお聞きをしておりますけれども、室戸ジオパークの認定後の活動の広がり重要視をされるため、次の再認定に向けて、また室戸市を全国に向けて発信をするためにも、平成28年度以降、室戸ジオパークトライアスロン大会を継続して開催する計画はあるのか、お聞きをいたします。

また、計画があるとすれば、今回の反省も含めて、どのような取り組みをしていく予定なのか、あわせてお聞きをいたします。

(5) 番、空き家対策についてお聞きをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を確保するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することを目的に特別措置法が施行されたとお聞きをいたしてしております。空き家対策の特別措置法が、平成27年5月26日に全面的に施行されて、市町村は、治安や防災上の問題が懸念をされる空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令ができると規定をされております。住宅・土地統計調査の推計によりますと、平成25年10月の全国の空き家の戸数は820万戸で、空き家率は13.5%、高知県は6万9,800戸で17.8%でありまして、全国で一番高い和歌山県の22%に次いで4番目に高いと言われております。また、我が室戸市の空き家は、2,320戸、25.8%で、全国的に見ても非常に高いパーセントとなっていると考えております。特別措置法では、放置をされた空き家を減らすために、自治体から撤去などの勧告を受けた物件は、固定資産税の優遇を受けられず、固定資産税が最大6倍になると言われております。空き家は、台風や自然災害などで倒壊が懸念をされ、危険が及びかねる、景観や防災上でも問題があり、空き家を自治体が借り受けて改修する制度等を所有者に提案をして移住促進につなげる空き家対策計画を策定し、積極的に取り組んでいる市町村でも、市外にいる所有者が世代交代をすると把握が難しくなるので、特別措置法が役に立つ時期が来るとまで言われております。室戸市でも、人口の減少や少子・高齢化が進んでいく中で、空き家戸数や空き家のパーセントがますますふえてくると予測をされますが、今後、空き家対策にどのように取り組まれているのか、お聞きをいたします。

(6) 番、奈半利から室戸まで、道路網の整備計画についてお聞きをいたします。

この質問は、平成26年12月議会でも一般質問をさせていただきましたけれども、その後、状況の変化があると考えておりますので、再度質問をさせていただきます。

四国地方整備局は、平成27年度の事業発表の中で、阿南安芸自動車道路の奈半利から安芸間の新規事業化に向けた調査を平成27年に始めるとことしの4月に報道をされております。既に芸西西インターチェンジから安芸インターチェンジまでは工事が始まっておりますので、奈半利から安芸間が事業化へ向けた調査区間となりますと、東部地域におきましても、高速道路の時代がやってくると考えております。本年3月の高知県議会の一般質問で、室戸市への地域高規格道路の整備についてということで質問が行われております。それは、地域高規格道路阿南安芸自動車道は、平成6年に計画路線として指定をされ、室戸市を經由しないルートにより整備が進められることが決定をしているが、室戸市は、今、少子・高齢化と人口減少問題、また南海トラフ巨大地震の厳しい被害想定の中にあっても、室戸ジオパークの世界認定や高知家・まるごと東部博の核となる施設として室戸世界ジオパークセンターがオープンをしており、今後の室戸市の発展や地方創生につなげるためにも、また室戸市民が生活を続けていくためにも、室戸方面への高規格道路が必要と考えるが、土木部長の考えはどのように考えているのかという質問をされております。それで、土木部長さんの回答では、阿南安芸自動車道ルートの決定がされた時期には、南海トラフ地震の被害想定や室戸市へ通じる唯一の幹線道路である国道55号が津波で寸断するおそれがあることなど想定をされていなかった。しかし、南海トラフ地震の被害想定や少子・高齢化や人口減少など地域を取り巻く環境が大きく変化をする中、室戸市へ通じる信頼性の高い道路の必要性は増しており、その整備は、大きな課題であると考えていると回答をされております。ことしの3月議会で、土木部長さんの回答で、室戸市へ通じる信頼性の高い道路の必要性は増しており、その整備は大きな課題であると言われておりますので、私が昨年、26年12月議会で質問をさせていただいた時点からは、大きく前進をしてきた状況にあると考えております。また、今後、阿南安芸自動車道ルートの計画に基づいた建設が大幅に進んでくると、室戸市への道路網計画は取り残されてしまうのではないかと私は考えているところでございます。小松市長さんの昨年の12月議会の答弁では、奈半利から室戸までのルートにつきましては、命の道として、防災面においても、特に南海地震対策における避難路、物資輸送路の役割を果たすものと考えていると言われております。今後、地域高規格道路が計画をされていくと、高知へも通勤、通学が可能な時代になってくると考えられます。救急搬送の時間の短縮にも大きくつながってくると考えております。既存の阿南安芸自動車道の計画路線に直結する室戸方面への支線の計画や国道55号一本の現状に頼らない南海トラフ巨大地震に対する命の道構想や防災対策、救急医療体制の充実、交流人口の拡大、室戸世界ジオパークの再認定など、室戸市の将来がかかるインフラ整備の充実には、10年先を見据えて、室戸市の道路網整備計画について今後要望や陳情をどのように取り組まれているのか、お

聞きをいたします。

これで、第1回目の質問は終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 小椋議員さんにお答えをいたします。

1の(1)、①交流人口の拡大による活性化についてでございます。

議員さん御案内のように、人口減少問題につきましては、移住、定住対策とともに、交流人口の拡大が重要であると考えているところでございます。これまでも吉良川まちなみ館の施設整備であったり、室戸ドルフィンセンターの施設整備、室戸世界ジオパークセンターなどの拠点となる施設を整備することによって、交流人口の一層の拡大を図ろうということで取り組んできたところでございます。そしてまた、本年度は、県東部地区9市町村で取り組んでおります高知家・まるごと東部博の開催を行っておりまして、そのスペシャルイベントとして、5月9日に初めて第1回室戸ジオパークトライアスロン大会が開催をされたところでございます。300人以上の選手の方々が参加をいただき、好評価をいただいているところでございます。また、高知家・まるごと東部博の拠点となるパビリオンとして位置づけされておる室戸世界ジオパークセンターは、御案内のとおり、4月29日にオープンをいたしております。当施設は、自然や地質遺産である室戸の資源を生かす取り組みであり、また交流人口の拡大につながる施設であると考えておりまして、オープン以来、現在まで入館者数は約2万3,000人となっているところでございます。こうした施設とともに、多くのイベントを効果的に開催をすることで、一層の交流人口の拡大に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

また、若者の出会いのイベントにつきましては、平成23年度より出会いのきっかけづくり応援事業費補助金を設け、民間の方々の協力のもと、取り組みを進めてまいりました。平成26年度までの実績といたしましては、210名以上の参加があり、32組のカップルが誕生いたしているところでございます。今後におきましても、若者の出会いにつながるようなイベントの開催であるとか、若者が室戸へ来たくなるような仕組みづくり、そしてこのことが移住、定住、結婚にまでつながる取り組みとなるよう、強化充実に努めてまいります。

次に、(2)地域医療への取り組みについてでございます。

これも御案内のとおり、外来診療が受けられる本市の医療機関は、平成23年度では11カ所あったものが、現在では8カ所ということとなっております。また、昨年11月に宇賀クリニックが廃院されたことにより、室戸岬町では医療機関がなくなっている状況でございます。そのため、昨年10月から診療所の再開に向けて、高知県医療政策部や高知医療再生機構を初め、県立あき総合病院や高知高須クリニックなど、各診療機関を訪問をし、医師の派遣などについて陳情や要望活動を行ってきたところでございます。しかし、残念ながら、どの機関においても医師不足ということで、現状ではそうした方々に来ていただくことができない状況となっている

ところでございます。

また、救急病院のことにつきましても、安芸圏域内で医療が完結できるように、とにかく県立あき総合病院の充実について要望活動を行ってまいりました。そして、県立あき総合病院におきましても、医師の確保等に努めていただいで、平成26年は救急患者の搬送先として、前年比で1.7倍の救急患者の受け入れを行っていただいでいるところでございます。

そして、救急告示病院の取り下げの原因が看護師不足であったことから、市内医療機関への支援対策といたしまして、本年4月から看護師確保対策補助金を新たに創設をしているところでございます。また、安芸郡医師会が進めております看護学校設立の準備会の委員といたしまして当初から参画をさせていただいて、看護学校設立について協力をしているところでございます。

また、小児科でございますが、平成25年3月までは、むろとぴあ医院で小児科の診察を行っていただいでおります。先生には、もう少し継続をしていただけないかというようなこともお願いをしてきたところでございますが、経費負担が大きいということから、中止になっているところでございます。そうした中で、現在、小児科につきましては、田野病院で医師が増員をされ、2名体制で診察が行われているところでございます。また、産婦人科におきましても、県立あき総合病院において医師が増員をされ、土曜日の診察を開始するなど、少しずつ充実をしていただいでいるところでございます。

そして、本市では、急な発熱などで若いお母さん方が対応を苦慮されている場合が多いということから、少しでもその手助けになるように、昨年6月より、むろと健康ダイヤル24を開設をしております、いつでも、休日でも医療に関する適切なアドバイスが電話により受けられるように体制づくりもしているところでございます。いつも私が申し上げているところでございますが、医療は地域生活を送る上で必要不可欠なものであると考えております。今後とも医療機関の確保について、関係機関、関係団体に要請活動を行うとともに、県の指導や医師会の御意見等も踏まえながら、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、室戸ジオパークトライアスロン大会についてでございます。

前段で少し触れさせていただきましたが、この大会につきましては、東部地域博覧会のスペシャルイベントとして開催をされたものでございます。今回のコースは、スイム1.5キロ、バイク40キロ、ラン10キロと苛酷な設定であることから、参加者が少ないのではないかと心配をしておりましたが、全国から300人以上の選手の方々に参加をいただいたところでございます。参加された選手の方々からは、大変厳しいコースであったけれども、達成感が得られた。また、来年もぜひ参加をしたいというようなお声をたくさんいただいたところでございます。そしてまた、当該競技は、事前にコースの下見や試走のため、多くの方が室戸に宿泊していただくなど、一定の経済効果のあるイベントであったと思っております。今後の開催につきましては、多くの方々から好評をいただいでおりますので、室戸ジオパークトライアスロン大会実



行委員会の方々を初め、関係団体、関係者の御意見をお伺いをし、次回も開催をできるよう、前向きに取り組んでまいります。

次に、(5)の空き家対策についてでございます。

本年5月26日より全面施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法は、人口減少や高齢化の進展により、全国的に空き家が増加しており、適切な管理が行われない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全等を目的として制定をされたものでございます。法律の主な内容といたしましては、倒壊等のおそれのある空き家などについて、市が所有者の把握をするために、固定資産税の課税状況を活用することや当該空き家等に立入調査を実施することを可能とするとともに、保安上、危険となるおそれがあるなどと判断した場合に、特定空き家等に指定をし、その所有者に対し修繕や撤去など必要な措置をとるよう市から助言、指導、勧告、命令を行うことを可能としたものでございます。この3段階を経て、なお改善が見られない場合につきましては、行政代執行による強制執行を行うことも認められているところでございます。また、必要な措置の勧告を行った特定空き家等については、その所有者が当該必要な措置を講じない限り、勧告の時点以降の最初の賦課期日とする年度分から、当該最初の賦課期日1月1日とする年度分から、当該特定空き家等の敷地に適用されていた固定資産税等の住宅用地特例が解除されることとなっております。このことにより、所有者の自主的な改善措置を促すものとなっております。いずれにしましても、特定空き家等といえども、本来は個人の財産でございますので、当初から行政措置ありきではなく、こうした建築物等については、住民から情報提供をいただいた場合には、まずは所有者を把握した上、現状をお話しし、対応していただくとともに、市の実施しております老朽化した住宅を取り壊す室戸市老朽住宅除却事業費補助金の紹介であるとか、今年度実施予定のU・Iターン者の移住、定住を促進をする室戸市空き家バンク登録家屋への改修補助制度を利用することなど、有効活用する方法についても周知することにより、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(6)の奈半利から室戸までの道路網の計画についてでございます。

これ議員さん御案内のとおり、阿南安芸自動車道は、平成27年度に奈半利から安芸間を事業化に向けた第1段階である概略ルートや構造の検討などの計画段階評価の調査が実施されることとなっております。また、野根から北川村安倉間についても、同様の調査を実施することとなっております。四国東南部の道路ネットワークである地域高規格道路が、少しずつではありますが、前進をしているところであります。高知県におきましては、南海トラフの防災対策や地域産業の活性化のためには、四国8の字ネットワークである高知東部自動車道や地域高規格道路の阿南安芸自動車道の早期整備が必要であり、あわせて一般国道55号の防災対策についても重要であるというふうに行われているところでございます。当市といたしましても、これまで高知東部自動車道整備促進期成同盟会や一般国道55号阿南安芸自動車道整備促進期成同盟

会、国道493号整備促進期成同盟会とともに、四国8の字ネットワークの実現のため、国や県に要望活動を行っているところでございます。また、この路線へのアクセス道路や一般国道55号のバイパスやトンネル化などの防災対策につきましても、これまで毎年、国や県に対しまして要望活動を行っているところでございます。さまざまな要望活動があつていいというふうには存じますが、これまで県や他の市町村長の方々に私自身もいろんな御意見をお伺いをしてきたわけでありまして、やはり現時点では、いずれの方々におかれましても、四国8の字ネットワークの地域高規格道路の早期完成を最重要として取り組んでいくべきではないかというお考えでございます。そして、それにつながるアクセス道路の整備や一般国道55号の改良については、今後ともしっかり要望活動を行っていかなければならないというふうな御意見も私どももそう思っておりますし、そうした御意見を承っているところでございます。今後におきましても、国の動きや県の動き、そしてまた関係者の御意見というものはしっかり聞いた上で、適切な要望活動となるように取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 黒岩財産管理課長。

**○財産管理課長（黒岩道宏君）** 小椋議員さんに、5点目の空き家対策について市長答弁を補足いたします。

まず、このたび全面施行されました特別措置法にいう特定空き家等の定義でございますが、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等とされております。

次に、特定空き家等への対応の手順でございますが、近隣の住民の方などから、こうした空き家等について通報があつた場合は、現地確認により状態を確認した上で、所有者の情報について聞き取りを行うとともに、今回この法により認められることとなった固定資産税の課税情報等を利用し調査を行います。その結果、所有者が判明した場合は、連絡をとり、現状を伝えるとともに、改善方法についての聞き取りを行い、その際には助成制度などの情報提供を行い、自主的な改善を促してまいります。その後、一定期間たつても改善が認められない場合は、所有者に通知をした上で立入調査を行うこととなります。この立入調査は、特定空き家等に該当するかどうかの判断材料となるものであり、専門知識も必要であることから、建築士等の専門家をお願いすることを考えております。

次に、この調査結果をもとに、庁内の関係課により、生活環境の悪影響等を勘案し、市として関与すべきものであるか、もしくは他法により対応できないか等を検討し、必要があれば所

有者に対し再度必要な措置をとるよう、告知、助言、または指導を行います。その上で、一定期間改善されない場合について、先ほどの市関係者に常会長さんや民生委員さんなどの地域住民の代表や福祉関係者、建築士等の専門家を加えた協議会を設置しまして、特定空き家等の指定についての協議を行いたいと考えております。その結果、特定空き家に指定された所有者に対し必要な措置をとるよう、書面にて勧告をするとともに、固定資産税の住宅用地特例対象から除外することについてあわせて通知をいたします。この通知を受けてから一定期間に改善が見られない場合は、さらに書面にて命令を行うこととなり、それでもなお期限までに改善されない場合に、行政代執行法に基づく特定空き家等の除却などを行うこととなるという内容の戒告を書面で行うこととなります。

以上の手順を踏んだ上で、なお改善がなされない場合について、代執行の期日、費用の概算見積もり等を代執行令書により通知した上で代執行を実施することとなり、実施した場合は、納付命令書により費用額と納期を通知します。この代執行に係る費用が納期までに納入されない場合は、国税滞納処分の令による行政処分が認められております。

以上が標準的な流れでございますが、強制執行を行うためには、こうした法的な手順を確実に踏んでいく必要がありますので、手順に瑕疵がないよう、それぞれの段階で十分な猶予期間を設け、丁寧な対応をしていかなければならないと考えております。また、市長も申しあげましたように、空き家といえども個人の財産でございますので、こうした行政措置に至る前の段階で完結できるよう、関係課との連携のもと、各種補助事業等の情報や取り壊し後の有効活用方法などについて情報提供し、所有者に自主的な取り組みを働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 和田ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（和田庫治君） 小椋議員さんに、3点目の室戸世界ジオパークセンターの利活用についてお答えいたします。

室戸世界ジオパークセンターは、本年4月29日の高知家・まるごと東部博の開幕にあわせて開館し、オープンからこれまでの入館者数は約2万3,000人となっているところでございます。この間の入館者数につきましては、予想以上の入館者数となっておりますので、この機会を捉え、しっかりと室戸ジオパークのPRに力を入れて、平日でも多くの方に来ていただけるよう努めてまいります。

現在、ジオパークセンターでは、常設の展示と企画展、ジオシアターやジオカフェ、ジオショップなどを使って、室戸世界ジオパークの魅力を高めていけるような取り組みを進めております。企画展におきましては、トニー・ウーの海洋生物写真展や室戸のチョウの標本展示と講演会の開催などを行っていったところではありますが、今後におきましても、海洋堂フィギュアで見ると博士と秘密の海や天然写真家前田博史写真展などを行う予定をしております、こうした企画展や講演会などによる集客も図ってまいりたいと考えております。また、7月に

は、駐車場のスペースを活用して、歌って走ってキャラバン室戸大会を実施する予定であり、こうしたセンター内のフリースペースや駐車場のスペースを活用したイベントなどを定期的に開催することで、地域の人々とともに盛り上げていくことのできる取り組みを検討してまいります。そのほかにも、センターを拠点とした室戸世界ジオパークサイクリング探索や室戸世界ジオパークで自然体験、室戸世界ジオパークの生き物ウォッチングなどの体験プログラムのほか、夏の各種ジオツアーを実施するなど、プログラムも充実してまいります。さらに、ホームページやメディアなどを活用した広報活動や中四国、近畿のジオパークと協力して、関西のPR事業などを行うことによって、県内外からの誘客を図り、高知県東部地域の観光拠点となるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 武井保健介護課長。

○保健介護課長（武井知香君） 小椋議員さんに、市長が御答弁いたしましたむろと健康ダイヤル24の内容につきまして私のほうから補足をさせていただきます。

この事業は、医療機関の減少や小児科の専門医がないなど本市の医療の現状から、市民の皆様方が、医療や健康、子育てなどについて相談できる体制づくりのため、昨年6月に高知県で初めて本市が導入をしたものでございます。24時間365日、休日や夜間でもいつでも無料で利用することができ、室戸市専用のフリーダイヤルに電話をいたしますと、看護師や保健師、医師などが常駐していますコールセンターにつながり、医療の専門家に直接相談をすることができます。気になる症状などの健康相談、病気の説明や治療に関する医療相談、また介護相談や妊娠、出産、育児に関する相談など、あらゆる相談に対応していただけるようになっております。サービス開始からこの1年間の利用件数は、292件となっており、利用された方からは、アドバイスどおりの処置をして症状が落ちついたや丁寧な対応で安心して相談ができたなどと御好評をいただいております。室戸市専用のフリーダイヤルの番号は、「広報むろと」に毎月掲載をしておりますが、市民の皆様方の安心を確保するための事業でございますので、これからもさまざまな機会を通して周知を行い、たくさんの方に利用していただけるように取り組んでまいります。以上です。

○議長（久保八太雄君） 小椋利廣君の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。2回目の質問を若干させていただきます。

市長さんの先ほどの答弁では、1番、①の交流人口の拡大による活性化についてというところでは、移住、定住人口の拡大について取り組んでいくというようなお話もあったところでございますけれども、現在、移住者はどれぐらいか、定住者はどれぐらいかというところ御説明をしていただけますでしょうか。

それから、そういう移住、定住者による活性化を図っていくという中で、ますますこれ入り込み客数もふやしていかなと活性化につながらんとするところでございますけれども、そういう入り込み客数をふやす方法というのはどういうことが考えられているのか、お聞きをしたい

と思います。

それから、2番目の地域医療への取り組みですけれども、健康大学とかその室戸専用のコールセンターとか、いろいろなお話もあったところでございますけれども、若いお母さんのお話によりますと、乳幼児が薬だけもらいたいというときなんかがあるというお話もありまして、薬だけもらうということになっても、診察をしてもらわんと薬ももらえんと思うところですが、そういう薬だけをもらうのに安芸まで行かないかんということもあって、何か室戸病院のほう、これは例えばの話ですけど、室戸病院のほうには眼科や皮膚科なんか週に1回程度診察をされよるという中で、この室戸の中でもそういう1週間に1回でも小児科を何とか開いてもらうことができんかなというお話がありましたので、今回一般質問させていただいたところですが、これについてはどういうふうにお考えになれるのか、若干御答弁がいただきたいかなあというふうに思います。

それから、4番のトライアスロンについてでございますけれども、今回初めてのことで、非常に大きな賛同が得られたという中で、全国から300人以上の方々に来て、非常に厳しい中でも達成感が得られたというふうな好評をいただきちゅうところでございますけれども、市長さん、先ほどの御答弁の中でも、このトライアスロンについては、コースの下見が必要であるので、そのためには前泊が必要であるというふうにお話があったわけですが、こういった前泊があることによって活性化にもつながっていくと、経済効果にも大きく発展、進展ができていけるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひとも28年からもそういうふうに向きに取り組んでいくという話ですが、28年といわず、ぜひとも続けていくことが私は室戸市を全国に発信する大きな機会になるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひともよろしく願いをいたしたいと思います。

5番の空き家対策についてですけれども、空き家はまあまだまだ今から人口の減少に伴い大きくふえてくるとは思いますけれども、なかなか個人の所有物である以上は、なかなか行政としても取り組んでいきにくいところもあると思いますけれども、ぜひとも危険箇所にある空き家につきましては、何とか、例えば避難路とか避難道路とか、そういう危険箇所にある空き家については、何とか行政のほうでも早急な対応ができていけるような方法で考えていただきたいかなというふうに思います。

それから、6番目の奈半利から室戸までの道路網の整備についてでございますけれども、これちょうど僕新聞見よったところが、4日前の6月18日の新聞を見ますと、これ高知新聞に載ってましたけれども、全国の地方自治体でつくる全国高速道路建設協議会の会長に高知県の尾崎知事さんがなられたというふうな記事が載ってまして、尾崎知事さんは、高規格幹線道路網、南海トラフ地震に対するそういう対策について対応していかないかんという話をせられちゅう中で、太田昭宏国交大臣は、尾崎知事が会長になり、四国8の字ネットワークを大きく進めていかないといけないというふうに話もされておりますので、私はこれまだまだ建設のスピ

ードが速うなってくるというふうを考えておりますので、ぜひとも奈半利から室戸まで地域高規格道路についてぜひとも要望をしていただいて、乗りおくれのないように、早く何とか奈半利から室戸までの地域高規格道路の整備について要望をお願いをしたいというふうを考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

これをもちまして4番小椋利廣、今定例会におきます一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 小椋議員さんにお答えをいたします。

まず、移住、定住の数でございますが、世帯で26世帯、43名の方々に移住をいただいていると、定住をいただいているということでございます。また、交流人口の拡大につきましては、私いつも申し上げていることではありますが、日本商工会議所の調査によりますと、交流人口40万人で、定住人口1万人の経済効果があるというふうに言われているところでございますので、私としては交流人口の拡大をどうしても進めていきたいというような思いの中で取り組んでおりまして、御案内のとおり、当市では平成17年、年間17万人であった交流人口は、昨年度は60万人を超えているということでございますから、一定増加をして、経済効果につながっているのではないかと考えているところでございますので、今後ともそうした取り組みを一層進めてまいります。

また、地域医療の問題でございますが、私どももとにかく小児科が一日でも来ていただきたい、あればいいというのは御案内のとおりでございますので、私どももその方向で取り組んできたところでございます。しかし、現在、そうしたことができていないということでもあります。議員さん御指摘の薬の問題につきましても、多分診察を受けないとそう薬だけをもらうということにはならないのではないかとということだろうと思っておりますけれども、そうした地域のお母さん方の要望を少しでも満たすことができる方法、できないかどうかということについては、今後とも我々としても考えてまいりたいと存じます。

そして、3つ目だったと思いますが、トライアスロン大会につきましては、前段でも申し上げましたように、大変この大会は、地域の経済の活力にもつながる大きなイベントだというふうに存じておりますし、感じておりますので、やはりこれは続ける方向で前向きに取り組んでいきたいということを前段でも申し上げたところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

そして、空き家対策につきましても、私どもも一番不安に思っているのが、例えば通学路にある危険家屋、そうしたものをやっぱりいち早く取り除きたいということで、国の対策、補助事業も取り入れながら取り組んできたわけでございます。先ほどから申し上げておりますように、国で特別措置法が制定をされたわけでありまして、そうしたことを有効にやっぱり使わせていただいて、危険な建物の撤去ということにつながるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、最後であります、高知県知事が全国組織の会長になったということは、私どもも承知をしております、それは本当に今後四国8の字ネットワークの早期完成を目指す上でも大変いいことではないかというふうに思っているところでございます。そうした知事やいろんな方々の御意見をお伺いする中で、しっかりと道路整備、地域高規格道路の整備についてもどういうふうに取り組んだほうが一番望ましいかというようなことも指導も受けながら、今後とも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（久保八太雄君） これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

次に、上山精雄君の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山でございます。通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、市長の政治姿勢の中から市長にお聞きをいたします。

この五、六年前まで、この市庁舎の前に「海洋都市室戸」という看板が立っておりました。市内外の多くの人に室戸市の特徴的まちづくりをアピールしていたところですが、現在、市及び市民が目標とし、室戸市をアピールする都市形態名は何としているのか、まずお聞きをいたします。

次に、今室戸市は、多くの行政課題を抱えていると思います。例えば、東南海地震対策、人口減少問題、水産業の衰退、商店街のシャッター化など多々あるわけですが、とりわけ憂慮すべき点は、若い人の就労の場が少なく、市外、県外に流出し、結果、高齢化が進み、室戸市の活性化がなくなり、経済が低迷するという悪循環を生んでいることだと思います。

そこで、担当課長にお聞きをしますが、人口に占める65歳以上の割合、つまり高齢化率でございしますが、平成26年度の室戸市の高齢化率は何%なのか、高知県平均、全国平均と比べてどのようなものかをまずお聞きをいたします。

この室戸市の抱える最大の課題、人口減少問題の要因は、いろいろな社会状況、社会情勢の変化なども考えられますが、大きな要因は、やはりこれまで市の産業の基幹をなしてきた水産業の衰退、その中でも特に昭和49年のオイルショックが始まって、排他的水域の設定、いわゆる200海里問題、国際減船などの影響での遠洋マグロ漁業の壊滅、またカジメ、クロメ、ホンダワラ等海草の消滅、いわゆる磯焼け現象が海の生態系に悪影響を与え、立て網、坪網、古式網など地先沿岸漁業の不振につながっており、そしてこのような衰退する状況を改善するつくり育てる漁業への転換ができなかったことが結果として水産業の衰退を招き、室戸市全体の基礎的な体力と申しますか、自力を失わしつつあることだと思います。最近では、働きにならない漁はやめて、サンゴ漁に出る漁船が増えていると聞きます。

市長にお聞きをいたします。

市のこの漁業の状況、磯焼け解消のための藻場造成など、これまでの取り組み、今後の方向性について御所見をお聞きいたします。

2番といたしまして、地域資源を活用した活性化についてでございます。

まず、その1番目といたしまして、海洋深層水を利用した陸上養殖についてお聞きをいたします。

地域の活性化について考えたとき、室戸の資源、室戸ならではの資源としてまず考えつくのは、私は海洋深層水を思い浮かべるわけですが、深層水は、皆さん御存じのように、富栄養性、清浄性、そして年間を通して一定の温度、これ9度ですが、その3つの特性を持ち、室戸岬の東海岸がその深層水の取水地として日本において最適地であると、当時の文化庁からそういう報告がなされて、それをもとに平成12年4月、日本で最初の水産利用とともに商業利用もできる取水販売施設、アクアファームがスタートしたわけですが、当初は、この深層水のブームにも乗り、企業進出も相次ぎ、市の地域振興の目玉として一役買ったところですが、最近はちょっと低迷状況にあると思いますし、それにつれ深層水の販売水量も減っていると思います。

担当課長にお聞きをいたします。

最近の取水可能量のうち、利用販売された量は幾らか、またその内訳といたしまして、水産利用、商業利用の割合をお聞きをいたします。

そこで、海洋深層水を利用した水産物の陸上養殖についてでございます。これについてお聞きをいたします。

海洋深層水の特性につきましては、前段で申し述べましたが、その中でも特筆すべき点は、年間を通して一定の温度、9度で取水されるということでございます。9度という温度は、真冬の水道水の温度ぐらいだと思いますが、この温度が、陸上養殖に適しているからでございます。なぜかと申しますと、魚介類にはそれぞれ適正水温があります。例えば、アワビでありますと14度から大体16度が適正水温で、このときが一番餌も食べ、最も成長することとなります。一方、室戸の海の表層水の温度は、真冬の一番寒いときでも16度を下回らない。夏の暑い日は28度ぐらいに達します。また、陸上養殖を一定の経営規模で行おうとすれば、数十トンから数百トンの海水が必要ですし、それを適正水温にするために、冷やしたり温めたりするには膨大な費用がかかります。ですから、四国でも高知県下でも水温が上がる夏場までに放流する稚貝の養殖施設などは見られますが、年間を通じて陸上養殖をするような施設はほとんど見られないところがございます。室戸の場合は、この9度の深層水に表層水をまぜれば、9度から28度までの適正水温を簡単につくることが可能であり、それは言い方をかえれば、北の北海道のエゾアワビ、バフンウニ、そういうものから室戸の岩のり、アオノリ、トコブシ、またガシラとかオコゼとか、そういう魚まで、適正水温にできるわけですので、特産品となり得るさまざまな陸上養殖が可能、できると思います。そういう技術は、県の深層水研究所もあります。それから、高岡には採卵施設もあります。そういうところに技術はあるわけですので、そこで、市長にお聞きをいたしますが、今室戸市の漁業は低迷し、藻場造成をして豊かな海を取り戻すということにしても1年や2年ではできる状況にはない。そういう中で、深層水を利用し



た陸上養殖に取り組み、漁業の振興、雇用の場の確保、また室戸に行けばあれが食べれる、これを買えるというような特産品の創出を深層水を利用して図るべきではないかと思いますが、市長の御所見をお伺いをいたします。

次に、2といたしまして、ダイビングステーションの建設でございます。

室戸岬周辺は、黒潮の影響を受けるとともに、太古からの海底隆起及び自然侵食による奇岩岩礁域が連なり、多種多様な魚影を観察できるとともに、室戸岬が突端に突き出している関係で、西風、東風でもダイビングで潜ることができる、対応できる地形の特性から、知る人ぞ知るダイビングスポットであり、まさに室戸の室戸ならではの資源の一つであります。このダイビングの件につきましては、去年の5月か6月ごろ、市長のほうから地域の活性化を図るため、全国よりダイビング客を誘致するダイビング事業を検討してもらいたいというような話がありまして、私は県の地域支援員の協力を得て、ダイビングの先進地であります大月町の柏島、それから牟岐町の大島を視察をしてまいりました。視察をし、事業化に向けていろいろ考察するといえますか、ダイビングステーションの建設計画の可能性にということで報告書を出させていただきました。これ9月に提出させていただきましたが、報告書の概要といたしましては、大月町の柏島というところは、高知市より高速を使っても大体3時間30分、それから愛媛県の宇和島から2時間半と非常に交通の便が悪いといえますか、交通アクセスからすると不便な場所に位置します。ですが、サンゴを主としたスポットを売りに、全国から年間約1万人が訪れているということで、そのショップのオーナーの話では、ダイビング客は、大体1泊2日で3万5,000円の料金をいただいちゃうということでございます。この1万人で3万5,000円ですので、3億円から4億円の金がこの柏島に落ちるとということで、絶大な経済効果をもたらすということで、これを視察しまして、室戸での事業化に向けての可能性と課題といった内容の報告書を提出させていただきましたが、その後、この取り組み、進みぐあい等について市長にお聞きをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんにお答えをいたします。

まず、1の(1)市の目標とする都市形態についてでございます。

当市では、平成22年度において、平成23年度から平成32年度までの10年間の室戸市総合振興計画を策定をしているところでございます。その中で、市民と行政が自助・共助・公助の観点に立ち、補完、協力し合う協働のまちづくりを推進するとともに、市の将来像につきましては、市議会議員の皆さんに検討をいただいた結果、室戸の自然や資源を生かした産業の振興とこれまで育んできた歴史や文化を大切に、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指しているところでございます。このことについては、御案内のとおり、ダイジェスト版を全戸配布をいたしておりまして、その中に室戸市の将来像として先ほど申し上げた文言が、少し長くは

なっていますが、そういうことを目的に室戸の目指す方向といたしているところでございます。

また、本年度、総合振興計画は、前期の5カ年が終了をいたしておりますので、平成28年度からの後期計画として社会経済情勢の変化などに対応し、市の発展、振興を目指す計画を策定することといたしております。当該振興計画を市の最上位の計画と位置づけ、目指すべき方向を定めて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2の(1)市の水産業の現状と方向性についてでございます。

本市の漁業就業者数の推移といたしましては、平成15年の757人に対しまして、平成25年には499人と10年間で66%に減少するとともに、漁船数におきましても、456隻が317隻となり、70%に減少いたしております。この原因といたしましては、高齢化による漁業就業者の減少や魚価の低迷、燃油の高どまりなどによる漁業経営の悪化が主な原因ではないかと考えております。また、沿岸漁業における魚場の磯焼けによる漁獲高の減少なども影響があるのではないかと考えております。

これらの諸課題に対する本市の取り組みといたしましては、まず後継者対策といたしまして、平成12年度から新規漁業就業者の支援対策に取り組んでおりまして、漁業者の育成を図っているところでございます。また、燃油対策として、燃油高騰時の燃油費の補償、セーフティネットに加えまして、本年度から新規事業といたしまして、漁船エコエンジンリースの支援を行っているところでございます。そして、定置網漁業の急潮流被害に対しましては、4定置網漁業経営体に対する利子補給とともに、被害の大きい1経営体に対しましては、補償料につきましても支援を行ってまいりました。また、漁獲量の向上対策といたしまして、沿岸域への放流事業に取り組み、平成25年度と平成26年度は、イサキを各4万匹ずつ放流をし、本年度はトコブシ4万個を放流する予定といたしております。さらに、マグロ漁業の支援のため、平成26年度から当市の市場に水揚げをされた場合、マグロ水揚げ奨励金制度を新たに創設をいたしているところでございます。また、安全で効率的な漁業環境づくりのため、漁港施設の整備に取り組んでいることは御案内のとおりでございます。そのほか室戸の魚介類を消費拡大するため、キンメダイのブランド化や料理教室の開催等も行っております。また、ふるさと納税のお礼品として、室戸産の刺身セットやマグロの切り身が大変人気があるところでもあります。近海マグロ漁船19トンで水揚げをした新鮮なマグロ1本を味わっていただく取り組みも行っているところでもあります。今後とも、工夫をしながら、室戸の魚介類のPRや消費拡大が漁業者の所得向上につながるよう取り組みを進めてまいります。今後におきましても、漁協や関係団体、漁業指導所など関係機関と連携の上、水産業の振興、発展に努めてまいります。

次に、磯焼け対策についてでございます。

磯焼けは、水産業に多大な影響を及ぼしておりまして、この対策につきましましては、本市におきましても、大変苦慮をしているところでございます。これまでの取り組みといたしましては、平成17年に室戸岬坂本海岸でウニの除去を行い、1ヘクタール当たり約23万個のウニを除

去をいたしました。この事業では期待した効果が認められませんでした。また、平成21年度から2年間にわたり官民協働で立ち上げた室戸地区天然資源回復協議会による建設リサイクル廃材を使った近場魚礁造成事業に取り組んだところでございます。この魚礁におきましては、藻の生育も一定確認をされているところでございます。そして、平成23年度よりアオリイカの産卵場造成事業も行っておりまして、モニタリング調査を実施し、漁場の状況等を確認をいたしているところでございます。磯焼け対策につきましては、現在のところ、即効性のある抜本的な改善策が見つからない状況でございますが、有効な方策や藻場造成につきましては、県に対しましても要望活動を行っているところでございます。今後とも漁協など関係団体と連携し、国や県に対しまして具体的な事業の推進につながるよう、要望活動を行ってまいります。

次に、2の(2)海洋深層水の利活用についてでございます。

本市における海洋深層水を利用した陸上養殖につきましては、平成22年度から高知大学と連携をしております。研究内容は、市の特産品として有力なアワビ、トコブシの養殖技術の確立とともに、カジメ、クロメ、アオサなど効率的な餌となる海藻類の研究に取り組んでまいります。平成22年度からアワビの成長実験を行い、平成23年度には、アワビ、トコブシ種苗生産実験を開始しております。また、平成24年度から平成26年度には、低コスト化のための餌の海草の研究と成長実験に取り組むとともに、ホソメコンブの栽培技術を研究しており、これらの研究により、種苗生産等育成に係る技術が一定確立されているところでございます。そして、本年度は、陸上養殖施設販売実験事業といたしまして、議員さん御案内の低温の海洋深層水に温かい表層水を混和させる水温調節方法におけるアワビ等の養殖を検証いたすことといたしております。事業化には、コストの低減に向けた養殖技術のさらなる確立とともに、海洋深層水の使用量の確保や施設整備、設置の場所等の課題がございます。これらの課題を踏まえながら、海洋深層水を使った陸上養殖の事業化を目指して取り組んでまいります。

なお、深層水関連商品の売上高でございますが、平成25年142億円となっております。それまではずっと130億円台が続いてきておりましたが、若干上向いているというような状況でございます。

次に、(3)ダイビングステーションの建設についてであります。

これまで室戸岬漁港の背後地対策として、ダイビングステーションの設置について検討を続けてきたところでございます。私自身ぜひ取り組んでいきたいということで、その思いは強くしているところでありますが、そうした中、昨年、民間事業者が各地のダイビングステーションについて調査を行い、その調査報告書をいただいているところでございます。それをもとに、私も関係者の方々の御意見をお伺いをしてまいりました。しかし、以前にも御意見があったように、ダイビングスポットが航路周辺に位置していることや、サンゴ漁が盛んな室戸岬地区においては、報告書のように、ダイビング事業へ参画していただける漁業者の方々がない

のではないかというような御意見等さまざまな課題があるということを知られているところでございます。私は、こうした課題をやはり解決をし、漁業者の協力を求めていくことが必要であるというふうに考えておりました、市といたしましても、民間事業者が行った調査結果を踏まえまして、室戸岬東部の室戸岬から東側のダイビングスポットを含めた調査を行うことも必要ではないかと考えております。今後、これらの調査を実施をいたしますとともに、どのような施設にするのか、また運営方法はどのようなかというようなことにつきましても一定御意見もいただいているわけでありましたが、そうしたことにつきまして先ほどの調査も踏まえた中で、検討委員会等も立ち上げて協議をし、実施をしていく必要があるのではないかと、取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいただきますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 久保田商工観光深層水課長。

**○商工観光深層水課長（久保田 浩君）** 次に、海洋深層水の利用状況についてお答えいたします。

平成26年度、昨年度ですけれども、日量平均約4,000トン、毎日取水しております。そのうちの水産利用に対しては、スジアオノリの養殖施設と県ヒラメ親魚飼育施設において日量約1,700トン使用しております。そのほかには、高岡漁協が水揚げをしているときに1日当たり数十トンぐらいを利用しております。昨年度の商業利用なんですけれども、1日平均でいくと210トンが使用されてます。深層水の利用形態なんですけれども、水産利用というのは、24時間でゆっくりと使っていくんですけれども、商業利用については、昼間の数時間で使われていることから、昼間周辺の工場が稼働している時間帯については、深層水の供給能力に十分な余裕がない状態にあります。さきの市長答弁にもありましたように、深層水を活用した陸上養殖を事業化していく上では、利用形態の見直しあるいは施設の整備が必要であると考えております。簡単ですけど。

**○議長（久保八太雄君）** 武井保健介護課長。

**○保健介護課長（武井知香君）** 上山議員さんに人口に占める65歳以上の割合、高齢化率につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

国・県のデータがそろっておりますのが、平成26年10月1日現在ですので、その時点でのデータとなっております。平成26年10月1日現在の室戸市の高齢化率は42.5%、高知県が32.2%、全国が26.0%というふうになっております。ちなみに、10年前の平成16年度の高齢化率は、室戸市が31.0%、高知県が25.3%、全国が19.5%でしたので、比較をいたしますと、この10年間で、全国は6.5ポイント、高知県は6.9ポイントの上昇であり、それに対して室戸市のほうは、11.5ポイントの上昇となっております、人口の高齢化は全国的にも進んでいるところでもありますけれども、本市の場合、それらと比べましても急速に高齢化が進んでいるのが現

状であります。以上です。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の2回目の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目の質問をいたします。

まず、高齢化の問題でございます。今担当課長が発表されましたが、市の発表している高齢化率は、平成24年が38.33、25年が40.20、26年が42.05で毎年約2%ずつふえているということで、10年たてば高齢化率は60%を超えるというわけで、市民の10人に6人までが65歳というようなことで、この数字は、もう超高齢化社会というべきであり、いわゆる平成40年問題が現実味を帯びてくると思います。当然、室戸市消滅といったような状況にならないために、市も市民も汗をかき知恵を出さなければなりません、現実問題として必ず直面するだろうという課題だと考えられます。市民の皆様に室戸市で暮らし続けても十分な高齢者福祉が受けれるというか、享受できるというか、そういう安心感を持ってもらうということが一番大事だと思うのですが、そのために準備と方策が必要じゃないかというふうに考えます。

そこで、市長にお聞きをいたします。

これまで市長は、統廃合等によって学校施設などの遊休施設の活用に取り組んでこられたと思いますが、この遊休施設を活用した高齢者対策といいますか、例えばサービスつき高齢者住宅、また介護保険が適用されず、今後増加が懸念される高齢者の通院付き添いサービス、こういったようなものに活用を準備すべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いをいたします。

次に、水産業の関係でございます。藻場造成というのは難しいと思いますが、これは多少でもやっぱりやっていきよらんと何ともならん話じゃないかと思います。

それです、担当課として、海域調査というか藻場調査というのはここ5年ぐらいで例えばやったことはあるのかどうなのか、その現状がわからん限り、対策も戦略も打てれんわけですので、そういうようなことはやったことがあるのかどうなのかをまずお聞きをしたいと思います。

それから、深層水の活用した陸上養殖についてでございます。

まずは、平成12年4月にアクアフームが建設されているわけですが、まず水産庁の補助事業で建設されております。その中で補助要件として、水産利用には2,000トン以上使いなさいというたしか補助要件があったと思いますが、1日取水が4,000トンということで、今担当課長が話しました水産利用には1,700トン、商業利用に210トンということで、4,000トン取水できる中で2,000トンぐらいが使われゆうということなのですが、私が言いたいのは、この室戸市を活性化するために、そういうどうか非常に価値のある海洋深層水を利用して、そういう活性化に取り組んだらどうかというような質問をさせていただいたところでございます。その2,000トンぐらいは余るわけですので、その剰余水というか、余った水を例えば水道蛇口方式にして、一つの蛇口から200トンぐらい流れるような設備を5個ぐらいつくって、場所は高岡公園が使われていませんで、そこに水道蛇口方式のような施設をつくって、地域の特産品

をつくる、地域の漁業振興につなげていく、またそれはインターネットで公募したり、先ほど市長が言ったような移住促進、移住、定住といいますかね、そういう人なんかの受け皿としてそういうような施設をつくって利用していけばどうですか。そういうような一つの魚種じゃなしに、いろいろなもんをベンチャー企業を誘致した形でやっていったらどうですかということ、提案を申し上げたところですので、そういうようなやり方でできるのかできんのか、これは検討せないかんわけですが、水が余ちゅうわけですので、そういう有効な水を使ってそういうことを進めたらどうですかということをお伺いしたところでございます。

次に、ダイビングの話でございます。

確かにいろいろな関係者との調整は必要だということは十分承知しているところですが、まずこの事業の成否といいますか、それは恐らく室戸岬の高知寄りの海岸は、以前スポット調査をして、十数カ所のスポット調査があります。それで、問題は、その上手といいますか、東側なわけですが、そこにスポットの調査をして、何カ所かできれば、情報発信の大きな力になるということと、もう一つは、施設をつくって客を集めてこれるショップの募集ですね、これは何も室戸市の業者に限らず、大阪、中国地方、それから瀬戸内海、いろいろなところからそういう公募方式で参加をしていただけたらできると思います。また、このダイビングステーションの計画については、聞くところによると、県の産業振興計画の中でのアクションプランにももう既に載せてくれているということですので、やろうと思えばすぐできると思いますが、再度この点、市長にお伺いをいたします。2回目を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、高齢化率が上がっている問題ということでございますが、御案内のとおりでございます。ですから、当市の数値は、超高齢化社会であるということは御案内のとおりでございます。そういう中で、いかに高齢者の方々が安心をして暮らしていただくかというのは、さまざまな対策、取り組みを進めているところでございまして、介護保険事業の取り組みであったり、高齢者の福祉施策の推進であったりということで、さまざまな取り組みを本市としても行っているところであります。ただ、御案内の最近特に言われ出しましたのが、サービスつきの高齢者住宅、そういうものについても当然我々としても考えていかなければならない。現在、民間においてそういうサービスつきの高齢者住宅を設置をしているという事例が多く見られるところがございますので、民間でぜひやっていただくあるいは民間ができない場合には市としてもそれらのことをどう考えていくかというのは今後とも考えていきたいと思っておりますし、その現在の遊休施設についてそういう利用ができないかということは、当然、私どもとしても考えていきたいというふうに思っておりますし、遊休の施設を何とか利用しようというのが今回の室戸世界ジオパークセンターにおきましても、あれをそのまま置いておくのではなくて、有効活用したいという中で、そうしたジオパークセンターとして活用しているわけでありますから、そ

うしたことをぜひ今後ともそうした姿勢で進めてまいりたいと考えております。

次に、藻場造成であります。前段で申し上げましたように、なかなか具体的な対策がない。そうした中で、調査も必要ではないかということも御案内のとおりでございます。これまでに高知県におきましても一定の調査はしております。私どもも手元にしっかりしたデータはありませんけれども、県がそうした調査もしている事例はございます。今後、そのことについて再度調査をしていただくことができないか、また我々で調査をするとなると、これもかなりの経費がかかりますので、そうしたことに対する財源対策、そうしたものも踏まえまして、そうしたことができないか、調査ができないかというようなことについては、今後ぜひ検討をいたしてまいります。

次に、深層水の陸上養殖をやろうという話の中で、私どもも当然、深層水については有効活用を図りたいという中で、前段で申し上げました養殖事業にも取り組むあるいはまたつくり育てる漁業としてのスジアオノリの養殖というようなことにも取り組んでいるわけであります。が、また現在新しく取り組んでいるものとしたしましては、海洋深層水が人の人体にとってどのような効果的な影響があるのかというのを検証していこうと、健康にどうした効果があるかというのを検証していこうという高知大学との連携事業も新しく取り組むことといたしているところでございます。そのほか漁業関係にいかに使っていくかということは、御案内のとおりでございます。ただ、私が今思っていることは、やはり海洋深層水の取水は24時間ポンプを回しているわけでありまして、24時間使っている部分と、課長が申し上げましたように、ある時間を使っている、ある時間帯は取水が満杯であるといいますか、よそへ分けることができない時間帯があるというようなことがありますので、その使っていない時間帯の海洋深層水をいかに使っていくかとかというようなことについては、今後関係者の方々ともしっかりと、現在取水をされている関係者の方々ともその辺の詰めもさせていただいて、やっぱり余っている部分については、当然、私どもとしても有効活用すべきだというふうに考えているところでございます。

次に、ダイビングステーションにつきましても、これは私どもとしても交流人口拡大に大きくつながっていく事業だということで、ぜひ取り組んでいきたいということでございますけれども、関係者の御理解をいただく上では、現在まだまだ不十分であるというような中でございますので、先ほど申し上げました取り組み、調査等も行った上で、検討組織、これは民間の方々も入っていただいた検討組織というものを私どもは考えていきたい。そうした中で、よりよい運営のあり方、よりよい施設というものを検討していきたいと、設置をする方向で取り組みたいというふうに思っているところでございます。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 上山精雄君の3回目の質問を許可いたします。上山精雄君。

**○2番（上山精雄君）** 余りしつこくあれしてもあれながですが、まず海域調査に市長は金が必要というような話やったがですが、別に金は要らんですよ。潜って見たらええわけですので、担当課なりそこ行って、海岸線をずっと見たらええわけですので、そんなに金は要らん

と思います。

それと、ダイビングの話ですが、ぜひスピード感を持ってやるために、そういうスポット調査の調査費とか、ぜひ9月議会の補正に調査費が載せれるようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（久保八太雄君） これをもって上山精雄君の質問を終結いたします。

昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口總一郎君の質問を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。2015年6月議会におきまして、改革派会派鷹山会が市民を代表いたしまして一般質問を行います。

大項目の1、市民が強く願う道路整備等について。(1)室津川左岸道路の新設について。

この道路整備につきましては、平成19年12月議会以降、何度か提案してまいりまして、あれから7年半が経過しております。ですが、一向に事業化の気配がありませんので、私が言い続けなければこの命の道は完成しないと考えまして、室津川沿いに新たに市道を整備する必要性について再度提案させていただきます。よって、これから行います事業提案は、市道新設の提案内容、市道新設の効果、これを順に説明させていただきますので、この項目の最後に市長の御所見をお伺いをいたします。また、詳細に事業提案させていただきますので、前段の説明が長くなりますが、その点は御容赦いただきたいと思います。

さて、本市の重要課題の一つに、室津川沿いに道路を整備しようという計画がありました。議事録を調べますと、昭和62年ごろから平成9年まで、この計画の発端から事業の着手、そして一部に賛同していただけないなどの理由で中断されるまでの約10年間、本議会においても何度も議論されております。私も19年に質問し、今回も事業経過を含めて説明しようと考えましたが、ほかの質問がふえましたので、事業経過については簡単にまとめて説明をさせていただきます。

昭和62年2月に、室津地区住民等々から、室津川沿いに道路をつくってほしいとの要望が本市に出された後、たび重なる地域住民や議員の強い要望にもかかわらず、一部地権者の賛同が得られず、平成4年ごろに計画は頓挫、それ以来、約5年間進展はなく、平成9年に完全に中止されました。このように、室津川沿いに道路が整備できなかった原因は2つと考えております。1つは、室戸市がこの道路整備を高知県にやらせてもらおうとしてきたこと、ほかに地権者が交渉に難色を示したこと、この2つが主な要因だと思います。だから、当てにならない県ではなく、今度は室戸市が市単事業として行い、地権者全員が土地買収に応じてくだされば、難なく事業は実施されるということになります。あとは事業費の工面だけでございます。地域住



民が室戸市に市道新設を要望してから29年がたち、土地買収交渉がストップしたときから数えましても23年が経過しております。

次に、2番目に、市道新設を提案する内容について御説明をいたします。

この計画が平成9年に中断されてから18年が過ぎました。時の流れというものは、人の心も少しずつ変え、年齢を重ねますと柔軟にもなるものでしょうか。当時買収計画に賛同していただけなかった地権者も、最近では容認姿勢で、この事業に対する考え方も変わり、理解が深まっていると感じております。また、私が4年前に落選した後は、周辺の地域住民から本市に対してこの道路整備を要請する陳情もあったと議会関係者から伝え聞いておりまして、29年前に室戸川沿いに道路をつくってほしいと市に訴えかけた住民の皆さんの御意思は、今も変わらず、強いものがあります。私が最初にこの事業を提案したのは、平成19年12月議会でございます。室戸市民が待ち望む道路とはと考えていて思いましたのが、その前年にある方が語ったこの道路整備の話です。それを思い出し、県道ではなく、今度は市道としてもう一度事業化できないかと思ひ立ち、議会で提案する前に調査をしてみました。この室津川沿いに道路がない今と道路ができたときの風景の違い、人や車の動き、そして現在の市内の状況と道路整備後に起こるだろう経済効果、好感度、また防災的変化などいろいろと想像してみました。結果、室戸市の住民生活や当市に来られる観光客の方々に役立つ利便性や津波危険回避のためには、どうしてもここに道路が必要だという結論に至りました。また、私がここまでこの道路整備に情熱を燃やしている理由の一つにこんな思いもあります。19年12月議会で提案しようと調査を始めたのは、その2カ月前の10月のことでございます。この道路計画がどのような歴史をたどってきたのかを理解するため、当時の議会においてどのような議論があったのかを知ろうと考え、図書館に行きまして、昭和62年以降の議事録を全てめくって調査しました。そして、議員の質問とそれに対する市長や担当課職員らの答弁を全て拾い上げ書きとめました。そこで一番感じましたのは、2名の先輩議員のこの事業にかける情熱でありました。当時、この問題を議会で取り上げて頑張っておられた先輩議員の意欲と熱意には感動しました。特に、西村議員外1名の議員のこの道路にかける強い熱意に感動した私は、その図書館でこの2氏の思いを引き継いで、何としてもこの道をつくらねばならないと決意したことを今でも覚えております。

なお、市長と担当課長には、昭和63年以降の議事録に掲載されている当該事業に関する質問と答弁を拾いまとめた文書を既に5月末にお渡ししてありますので、かつてこの事業計画に情熱を燃やして頑張っておられた議員諸氏の意欲と情熱、そして執行部の方々の計画が進まず、苦悩する状況はよく理解していただけたものと思います。市民の要望から数えますと29年ぶりになりますが、かつて頑張っておられた議員の意思を受け継ぎまして、この計画を市道新設整備事業として取り組まれるよう、ここに再度強く提案させていただきます。金もないのにこんな話は無理だ、そんなことは言わず、全ては市民のためでございます。もう一度市長にはお考えいただきたいと思ひます。

そこで、今回提案させていただくのは、19年12月議会を前にして同年10月、周辺住民に取材して意見収集を行い、県など関係機関の協力もあおいで、室津川沿いの図面もいただき、それらの資料をもとにして独自の計画案を作成しました。もちろん計画案といっても、私は建設計画を書くほどの知識はありませんので、素人考えと言われるとそのとおりですが、とにかく計画案と事業費、事業効果などをここで説明させていただきます。

計画は、両栄橋は事業化が決定しているということで、市道整備事業といたします。市道区間は、さきの計画と同じ室戸大橋東詰めから室津川沿いに両栄橋東詰めに至る区画でございます。市道整備区間の距離は、西尾元市長の答弁にありました390メートルとします。工事の所管は、道路は室戸市が市道整備事業として取り組み、道路にかかわる河川の護岸工事とそれに附帯して行うべき両栄橋上流の河川の土砂除去等々につきましては、県の事業として要望することにします。道路幅員は、19年10月に調査したところ、平成3年当時の県の計画図には、道路幅員8メートル、歩道3メートルとなっており、市の事業としてもこの方針を踏襲していただきたいと思います。

次に、事業費についてですが、これも平成19年当時に建設関係者にお聞きしたことで、現在とは工事単価も変わっているとは思いますが、単純計算で、市道整備は河川の護岸工事も含めて約2億円と聞きました。河川工事は、県にやっていただくことになろうと思いますので、その分、市の負担は少なくて済むことになります。

次に、その財源ですが、私が19年に議員として議会提案させていただいたときには、国交省のまちづくり交付金、地方道路交付金、地方道路整備臨時交付金、地方特定道路事業での起債の活用等々を列挙させていただきましたが、ここ4年間のブランクがありますと、国や県の財源については皆目知識がありません。提案しながら事業の財源について説明できないのは申しわけありませんが、この点は執行部のほうで御検討願いたいと思います。事業年度は3年ないし5年と想定します。

以上が提案します計画の内容でございます。

次に、3番目に、市道新設による効果について上げますと、その1、まず南海大地震が発生したときの津波避難路として、国道のほうに逃げるため絶対に必要だと思っております。

その2、地震に関連してもう一つ、地震が発生しますと、必ず室戸岬の突端で二、三メートル隆起します。そのため、昭和21年12月の大地震のとき、室津港と室戸岬港は、海底が1.5メートルほど隆起し、港内の海底を掘り下げる復旧工事を行っております。この歴史に学び、地震が発生する前に室津港復旧工事に従事するダンプカーやクレーン車など大型工事車両が行き交う災害復旧のための道路を整備しておく必要があります。ということから、この道路は、復興道路としての効果があります。

その3、室戸市の観光に大きく貢献しております四国八十八カ所巡拝の観光バスや自家用車が利用する遍路観光道路としての効果があります。あわせて、平成の初めに議会で先輩議員も

提案されましたが、遍路観光のバスや車が利用する駐車場もあわせて整備をいたします。これによって、長年問題視されております津照寺門前周辺の道路における迷惑駐車の問題解決策としての効果があります。

その4、市民と車の動きがスムーズになり、旧国道沿いに活力を呼び戻す経済的効果も上昇します。

その5、室津港魚市場への大型保冷車等が利用する産業道路としての効果があります。

その6、消防、救急、警察車両など、緊急車両が利用する防災、救急、防犯道路としての効果があります。救急車や消防車が、商工会周辺に到着する時間は、間違いなく早くなります。

その7、長年室津港の下流域に堆積したままの土砂を除去することにより、蛇行していた川の流れが直線的になり、右岸側への危険が軽減される、そんな県による室津川管理道路としての効果があります。

このように、津波避難路としての効果、復興道路としての効果、遍路観光道路としての効果、商工会前の迷惑駐車解消策としての効果、人と車がスムーズに流れる経済的効果、大型車両が利用する産業道路としての効果、緊急車両が利用する防災、救急、防犯道路としての効果、県の河川管理道路としての効果等々があると考えております。

以上、室津川左岸道路整備事業についての提案内容を説明いたしました。振り返りますと、さきの19年12月に提案させていただいたときの答弁書を見ますと、市長はぜひとも必要な道路であると感じている。この計画は、高知県による室津川護岸整備などもあり、今後も県と連携して進める必要があると考えていると事業実施への意欲を示しまして、最後に、地域の方々の協力を得て、実現に向けて取り組んでまいりますと答弁されたと記憶しております。また、25年6月議会の議員への答弁でも、市長は、この道路は県道としての整備は困難であるから、左岸道路の護岸改良は県に要望し、道路整備事業は市が行おうと考えている。一日も早くこの市民からの要望が実現できるよう取り組むと明言されました。つまり、市の事業として取り組むと表明しております。市長のこれらの答弁を受けまして、市民の皆さんから、この道路整備への期待は年々高まっております。

以上、少し長くなりましたが、ここで市長にお伺いをいたします。

お聞きいただいたように、昭和62年から多くの市民の皆さんと西村議員ら先輩議員がどうしてもつくらねばと情熱を持って取り組んでこられ、諸事情あって完成に至らなかったのがこの道路でございます。私はそれをこのまま放っておくわけにはいきません。この道はどうしてもつくらねばならない命の道でございます。室津川左岸道路の新設について、市長はいかがお考えでしょうか。本市の重要課題として取り組まれる考えはないのでしょうか、市長の前向きな御所見を期待しております。

次に、(2)吉良川保育園の駐車場整備について。

これは、園児のお母さんの要望です。吉良川保育園には、父兄の車を駐車する場所がないた

め、子供を保育園に連れていったときに、車をとめる場所がなくて困っています。駐車場を整備してもらえんろうか。周辺の方にお聞きしたところ、新たな市道整備を前提に統合したようやが、西の川橋の東詰めから小学校の裏側を通過して保育園に通じる市道整備が、地権者の理解を得られず計画がとまっている。駐車場予定地はあるようだが、道路ができなければいつまでたってもその駐車場はつくれんがやないろうかねと言っておられました。

お伺いをします。

吉良川保育園に園児を連れていく御父兄が車をとめる駐車場は整備できないんでしょうか、しないんでしょうか。保育園に通じる道路計画があるとかお聞きしましたが、それも反対があるから計画は断念したのでしょうか、これらについてお伺いをいたします。

次に、(3)統合後の室戸保育園の通園路について。

通園路となる坂道は、県の所管ゆえ、この要請は本市にではなくて高知県に対して行うべきものかとも考えましたが、保育園は市の所管、統合後の保育園も市の所管、新設後にその道を利用するのも市所管の保育園に通う園児と御父兄と考えましたので、質問をさせていただきます。もしお門違いと考える場合は、ぜひとも市から県の担当者に要望を上げていただきたいと思います。

選挙前、園児が保育園に通う御父兄と高校に通う学生の御父兄から同じ要望を受けました。室戸高校の下校時坂道が狭いため、以前そこで2台の車が避け違いをしていて、1台が転落したことがある。今後保育園が統合されたら、間違いなく約100名の子供を運ぶ父兄の車で大混乱します。あの通園路となる室戸高校の坂道を広げてほしい、そうお願いされました。新しい保育園に車を乗り入れるには、高校校内を通るとあの統合後の保育園の敷地には上がれず、現在、下り一方通行になっているあの坂道を上がっていくしかありません。同様に、工事車両もあの道を通るしかないと考えております。あの坂道を園児が利用するとなれば、あのままでは危険過ぎますので、父兄は拡幅等の対策を要望しております。保育園統合後に保育園児の通園路となる室戸高校敷地内の道路利用とその坂道の拡幅などについて市長と担当課長にお伺いをいたします。

次に、大項目の2、室戸市新火葬場建築工事など公共工事全般についてお伺いをいたします。

4年前の市議選において私は落選しました。だから、平成23年5月から27年3月までのこの4年間に室戸市がどのような事業を行ってきたか、皆目知りません。この火葬場を新しく建設しているということも、吉良川小学校に西部給食センターを新しく建設しているという計画についても全く知りませんでした。ですが、4月末の市議選運動期間中に、あちこちで市民の皆さんからありゃおかしいぞとお聞きしました。で、この5月から資料を集め、議員諸氏や市民の皆さんから情報を集めるにつれ、おかしいと感じる状況がたくさん浮かび上がってきたことから、急遽この問題を質問の中にねじ込みました。4月末に配布された議会だよりの委員長報

告の記事を見ました。委員会では、各委員からいろんな疑義が提起されたにもかかわらず、可決していること、本議会閉会日の表決においても、数多くの疑義を持ちながら多数の議員がその議案に賛成し、可決していることを知りました。これらの出来事に疑問も感じ、このままにしておけないと考え、今回質問をさせていただくことにしました。よって、知識足らずをまずお断りした上で、多くの市民の皆さんが、どうしても火葬場の問題を聞けと申しますので、市民の皆さんに成りかわりまして、失礼を省みず質問をさせていただきます。

では、一つ一つ厳しくお聞きをしていきますので、事実を正直にお答えください。

まず、ことし3月議会の産業厚生委員会における議案第36号に関する委員長報告の記事から一つ一つお聞きをしていきます。

1点目、委員は、議案説明資料には遅延理由として、造成工事に手間取り、基礎の工事の着工がおくれたとあるが、その基礎工事の着工は何カ月おくれたのか、また主体工事は何カ月おくれたのかと聞いたところ、執行部は、造成工事着工は2カ月おくれて3月になった。そのため、主体工事の1月着工が3月中旬になり、9.5カ月かかることになったと答弁しております。まず、委員は、建物の基礎工事と主体工事の着工時期と遅延期間を聞いたのに、委員会での答弁は、造成工事と主体工事のおくれを答弁しております。そもそも基礎工事とは、造成工事ではなくて、普通は主体となる建物の基礎工事であると思います。造成工事とは、火葬場を建設する敷地の造成で、それは基礎工事とは言いません。

そこで、お聞きしますが、委員が聞きました基礎工事の着工はいつの予定だったものがいつに延期されたのかについて執行部は答弁漏れなのか、答えておりませんので、もう一度お聞きします。

①基礎工事とは、造成工事のことでしょうか。それとも基礎工事着工時期の答弁を記事では省略してあるのでしょうか。

②再度確認しますが、敷地の造成工事は、いつ始めていつ終わる予定がいつになったのでしょうか。

③基礎工事の着工は、当初いつの予定が何カ月おくれて何月になったのでしょうか。

この3点を1点目としてお伺いをいたします。

次に、2点目、9.5カ月かかる、これもおかしい答弁だと私は素人かも知れませんが思います。行政の答弁には、世間で使わない9.5カ月などという表現があるのでしょうか。私は知識がないから、この記事を見ても判読できません。27年3月議会の委員会審議の答弁で、3月の中旬から9.5カ月と説明した点からいいますと、9.5カ月とは、その3月から9カ月半のたった後のことと解釈すれば、来年の1月になりますが、そうでしょうか。それともことしの9月中旬のことを言い間違ったのでしょうか、お聞きします。

3点目、既設の火葬場が御遺体を火葬しているときには、工事を一時中断していると聞きました。この委員会では、既設の火葬場を使用する影響は、契約する時点でわからなかったのか

と委員から質疑があったそうですが、これは当然誰かが指摘すべきことであります。それに対し、執行部は、既設の火葬場の業務に支障が出ないように配慮を指示していたが、結果的には26年3月から26年12月までの10カ月間だけでも243件も火葬があり、それも工事がおくれた大きな要因で、このような遅延率2倍という結果になったと答弁しています。

続いて、工事発注した時点でそれを予想しなかったということは、行政側の責任ではないかと質疑があり、このような結果になるんだったら、工事仕様書に掲載しておけばよかったと答弁しております。そのときに行いました答弁をもう一度お聞きします。

次に、4点目、工期がおくれたことによって請負金額が5,141万6,000円の増額となったのではないかの質疑から推測いたしますと、主体工事費が増額となれば、ほかの工事費の増額、つまり機械設備工事費、電気設備工事費、管理委託料、火葬炉設備工事費、そして未発注分のもろもろの工事費も含め、これらの工事費の増額された巨額の予算要求が、議会に出てくるのは疑いないと思っております。それについてお聞きします。

工期延長、工事遅延によって、今後増額された予算が議会に提案されると思いますが、①それはどの程度の金額がいつの議会で提案されるのでしょうか。

②市民の皆さんが知りたいことですが、この火葬場はいつ完成するのでしょうか。

③そしていつから操業するのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、5点目、今の事態は、本市と建設業者の不手際によって生まれたものであり、それによって工期延長となり、工事費が増額となったことは歴然としております。よって、業者が申し出ました地方自治法に基づくスライド条項による請負金額の変更は理由にならず、本市と業者は、市民の皆さんと議会に対して謝罪し、責任をとるべきだと私は考えますが、どのように責任をとられるのでしょうか。それとも責任はとらないのでしょうか。かつて高速バスターミナルの徳島バスの社員宿舎は、地方自治法違反で、それを私が平成20年12月末に現状に行き、政策企画部の幹部職員を問い詰めたところ、うっかり違法を認める言葉を漏らしたことから不正が確定しております。にもかかわらず、市長はあくまでもそれを認めず、あの問題は誰も責任をとっておりませんが、あれと同様に、この工事遅延、工期延長、工事費増額になり、市民に迷惑をかけてきた責任を、事業発注の本市と請負業者はとらないのでしょうか。なら誰に責任があるのでしょうか。我々公務員の雇用主は市民ですが、市民の皆さん全員にその責任をとられるのでしょうか。誰が責任をとるのか、このもろもろのことについて誰が責任をとるのかお伺いをいたします。

6点目、委員は、工期がおくれた理由の中に、下請専門業者の県内人手不足とありますが、今の工事現場にはどれほどの業者が入っているのかと質疑をしております。ですが、この県内の事情についても、建設業者はこの工事入札の前からよく認識していたはずで、それを踏まえて入札に参加したはずです。だったらそんなことを遅延理由にしては男が廢るのではないのでしょうかと私は思いますが、入札前からその人手不足の事情を認識しながら、なぜその点をあげ

つらうんでしょうか、お聞きをいたします。

7点目、室戸市においては、1億円を超えるような大きな工事事業が行われますと、毎度毎度追加工事が行われ、それに伴い工期は延長されますし、当然工事費も増額になっていきます。このことは、今回の市議選のときにも、多くの市民からなぜ工事をするたびに追加工事をやるんだ、市長はなぜそういうことを許すんだ、————と批判する声をたくさん聞きました。これほど毎回追加工事を許してきた自治体は、県内どこを探してもほかにはないでしょう。今回の追加工事も、市の不手際と建設業者の計画性のなさが重なり生んだものですが、この工事も含めて、室戸市の大きな工事はなぜそのたびに追加工事をし、工事費を増額するんでしょうか。なぜ工期が延びるのか、その理由をお聞きをいたします。

8点目、追加工事をなくす方法は誰でもわかります。最初の計画設計のときに、その追加工事をしたい箇所も工事計画に含め入札を行い発注し工事を完了させること、たとえ途中で追加工事をしたいところが出てきても、まず工事を計画どおりに全て終わらせ、追加工事分はもう一度新たな事業として入札を行うこと、つまり建設業者の言いなりにならないことです。そうすれば、必ずや追加工事はなくなります。

①今後は私の指摘どおりに行き、室戸市政の汚点として広く知れ渡っている追加工事をなくすように努力しますか。

②それとも市長と担当職員と業者はそのたびに批判的になるとと思いますが、建設業者の意のままに室戸市においては今後も毎回毎回追加工事が行われる追加型工事方式でやっていきますでしょうか、お聞きをいたします。

9点目、議会だよりからの質問を終わりました、続いて取材して知りました情報をもとに質問をさせていただきます。

2月に行いました議員総会での説明資料をいただきましたが、その中の新火葬場関連工事の進捗状況の下の表を見ますと、外構解体工事等々が未発注となっております。これは、工事遅延を考えますと、どうするのか、どうなるんだろうかと疑問を持ちました。この未発注分も含め、当該工事は今後どのように計画を進めていくおつもりでしょうか。未発注分の事業一つ一つについて説明を求めます。

次に、10点目、この工事は25年9月の入札ですから、25年3月の当初予算で計上されたものと理解します。ということから、この27年度末の28年3月末をもって丸3年になります。地方自治法第213条には、予算が成立して事業を執行していく中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行することができると規定されております。でも、この繰越明許も3年が限度と聞きました。例えば、本市25年度事業として火葬場建設事業を計画し、年度内に完成するとして予算計上し、契約を締結したが、天候不順や事故などの理由で工事が予定どおり進まず、26年3月末までに完成できないばかりか、2年目になる昨年度でも完成せず、さらにことしは3年目に当たるので、法的限度であるこの年度内に終

わらなければ打ち切りとなり、国や県の財源は全て返還しなくてはならない、そう聞きました。

①もし28年3月までで完了しなかった場合は、工事を打ち切り、交付金等々は返還するのでしょうか。それも当然、想定しておく必要があります。もし全ての工事が今年度末に完了しなかった場合、本市はどう対応するのでしょうか。

②2月の議員総会の資料の中には、事故繰越は議会提案は要らないとあります。これはどういう意味でしょうか、教えてください。

11点目、現在の火葬場の取り壊し工事費が計上されていませんが、その費用と時期についてもお聞きいたします。

12点目、火葬場への道についてですが、これまでも私は何度も本議会で火葬場への市道が火葬場のすぐ手前で左カーブになっていることと、樹木が低く垂れ下がっていることなどから、直線で火葬場に行けるように市道改良工事を行うべきだと指摘してまいりました。今回、新しく火葬場ができると聞いてすぐ思いましたのは、あの道路は一体どうするがやろということです。あのままなら葬儀のあるたびにマイクロバスに乗った故人の親族から必ず言われます。市長は一体何を考えちゅうがな。火葬場を建てるがやったら、なぜこの道路も一緒に工事をせじやっつろうにやあと、口々に言うでしょう。これは間違いありません。この火葬場直前の悪路は、今のまま放っておくのか、それとも新しい火葬場の建設が終わり、現在の火葬場が解体され、工事全て終了した後、この市道改良に着手するお考えでしょうか、この点を詳しくお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 谷口議員さんにお答えをいたします。

まず、1の(1)室津川左岸道路の新設についてでございます。

室津川左岸道路整備につきましては、議員さん御案内のとおりでございます。当初県道として整備を計画をしておりましたが、用地問題などがあり、平成9年に事業廃止となっております。県道としての整備は困難な状況でございます。本市としましては、護岸改良を県に施工していただき、それに並行して道路整備を行う、双方一体型による建設が最善な方法であると考え、これまでに県に対し護岸改良の要望活動を行っているところでございます。平成19年から高知県や県議会産業振興土木委員会などに要望活動を続けております。しかし、県の河川課からは、室戸大橋から河口までの間は、川幅も十分あり、近年浸水被害もないため、当面、改良の計画はないというふうにお聞きしているところでもございますが、しかし、私どもといたしましても、愛宕橋から両栄橋の間の室津川護岸は、右岸は個人が設置した敷地の擁壁があるだけで、河川としての護岸擁壁がなく、また左岸におきましても、災害復旧で一部改良した箇所以外は石積みの護岸であり、十分な根入れがなく、不安定な状況となっております。こうし



た状況から、台風や前線による大洪水やまた南海地震で川を遡上する津波の影響による護岸の決壊により、住民の生命や財産を危険にさらされるおそれがある、このことから、現地調査を含め、護岸工事の必要性を強く訴えているところでございます。また一方で、この道路整備につきましても、賛成されている方あるいはそうでない方もいるということもお聞きをしますし、また用地の境界でも、現在境界確定ができていないという問題もあるということは御案内のとおりでございます。そして、市といたしましては、室津港から避難港までの臨港道路整備につきましても、国や県に要望を行っているところでございます。今後につきましても、道路のネットワーク化を図る観点も踏まえ、護岸改良は県に、臨港道路整備は国へ要望活動を行い、その実現に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、道路財源といたしましては、現在では、主に社会資本整備総合交付金を充てているところでございますが、本年度は、配分額が67%程度となっているところでございます。これではことしの分がほとんどやれていかない、来年度にことし予定した事業が回るということで、そうなるべくとだんだん道路整備事業はおくれるということから、再配分について県や国に要望活動を行っているところでございます。また、私どもの計画といたしましては、平成27年が2億円、平成28年が約5億円、平成29年が3億円という道路整備事業の計画を立てております。そして、それ以外に、私どものところへ道路整備の要望が来ているのが、31カ所、16億円となっているところでございます。それらの要望活動の実現のため、日々努力を重ねているところでございます。

次に、1の(2)吉良川保育園の駐車場整備についてでございます。

吉良川保育協会が運営する吉良川保育所と吉良川第一保育所が、本年4月より統合し、旧吉良川保育所の園舎を利用して保育業務を行っているところでございます。2カ所で保育しているときから、駐車場が狭いという状況はお聞きをいたしております。今回、統合したことにより、一層その対策が求められるということは承知をいたしております。現在、駐車場スペースが狭いため、保育所の奥にある広場を借りて駐車場としているところでございます。そして、保育所の統合に伴う進入路の新たな道路整備を本市では計画をいたしているところでございます。この道路は、市道庄毛本線の途中から保育所へ向かうものでございますが、これも当初は用地がすぐ手に入るというような中で進めてきた問題であります。いざ入っていきますと、用地交渉が難航しているところでございます。そうした中、ルート変更も余儀なくされながら、おくれておりますが、現在、用地測量等を行っているところでございます。今後用地買収、建設工事へと進めるとともに、駐車場の用地確保などについてもあわせて取り組んでいきたいと考えております。

次に、(3)新設される室戸保育園の通園路について、私のほうからお答えをさせていただきます。

室戸保育園の統合につきましても、南海トラフ地震で発生が予測される津波から乳幼児の安

全を確保するため、むろと福祉協会が現在の3園を1園に統合し、高台へ移転する計画を進めているところでございます。そして、高台移転の場所につきましては、検討する中で、室戸高校第2グラウンドへお願いをするということで、高知県教委にも要望活動を行い、現在その方向で進めているところでございます。新設される室戸保育園の通園路としましては、室戸高校の専用の道路しかございませんので、工事中は生徒の安全を確保した上で、校内道路を使用できるようにお願いをいたしているところでございます。また、保育園の完成後においては、一部は高校の専用道路を使用することとなりますが、出入り口については市道椎名室戸線からの進入路を整備することが望ましいとして現在その進入路の整備計画を進めているところでございます。

なお、第2グラウンドまでの校内専用道路につきましては、幅員も十分あるため、保育園の通園路として使用することができるものと考えております。

また、市道椎名室戸線からの進入路整備の進捗状況につきましては、現在、用地買収のための補償費及び用地費の算定や境界確定を進めているところでございます。開園までに完成するよう、道路整備に努めてまいります。

次に、2の室戸市新火葬場建設工事等公共工事全般についての質問の5点目の責任に関することについて私からお答えをさせていただきます。

新火葬場建設工事につきましては、平成25年10月に主体工事の発注をしましたが、同年9月に発注をいたしておりました造成工事のおくれにより、建築主体工事の基礎工事の着手が、翌年の3月にずれ込むとともに、施工現場が想定以上に軟弱地盤であったため、掘削時に幾度かの崩落が重なり、基礎工事に工期を要したものでございます。その後、8月の豪雨、8号、11号、19号とたび重なる台風の襲来、また隣接する火葬場での葬儀中の工事の中断、市道椎名室戸線の補強工事等が重なり、工期の延長をいたしたものでございます。業者といたしましても、早期の完成を目指してまいりましたが、前段で申しあげました状況や工事の安全、また火葬場を使用される御遺族の方への配慮を行いつつ、工事を中断しながら進めてきたものでございます。市長として責任を感じておりますが、3月議会でもお答えをいたしておりますように、他の方法では工事費がますます増大するばかりでなく、さらなる工期の延長も予想されることから、最善の方法として進めているところでございます。繰り返しになりますけれども、新火葬場建築工事につきましては、工期の延長、請負契約金額の増額など、市民の皆様方に大変御迷惑をおかけいたしておりまして、申しわけなく思っているところでございます。今後は、一日でも早い供用開始に向けて取り組むことで、職責を果たしてまいりたいと考えております。

次に、2の12点目、火葬場への道路改良についてでございます。

火葬場へと通じる市道椎名室戸線につきましては、御案内のとおり、曲線部や樹木が垂れ下がる区間があるなど、道路改良の必要性を感じているところでございます。市としましても、

除草作業や高木刈りなどの維持管理につきまして、担当課職員や業者への業務委託などにより、道路管理に努めているところでございます。また、当路線は、狭隘な道路であることから、マイクロバスとの行き違いが可能となるような道路改良の要望もお聞きをいたしているところでございます。こうした要望を踏まえまして、市といたしましては、待避所設置事業として平成25年度より測量設計に着手、用地買収を完了をいたしております。来年度には、工事に着手できるように取り組んでいるところでございます。

次に、火葬場に通じるミヨウラ谷橋は、平成18年に災害復旧事業により橋台の工事を行っており、平成21年に橋梁の長寿命化を目的とした橋梁点検を実施し、平成24年にはその点検結果をもとに修繕計画を策定しているところでございます。その修繕計画では、20年後には部材の修繕が必要であるという判断をされているところでございますが、しかし御案内のとおり、当該橋梁につきましては、今後老朽化対策だけではなくて、道路改良の必要性も踏まえた中で検討をしていかなければならないというふうに感じております。そういう中で、橋のかけかえも当然考えに含めていかなければならない、今後ぜひそうしたことについては検討を加えてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、副市長及び市民課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 久保副市長。

**○副市長（久保信介君）** 谷口議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

大きな2点目の室戸市新火葬場建築工事等公共工事全般についての中の7点目と8点目でございます。

まず、質問項目7点目の追加工事と工期の延長についてであります。公共工事等の発注に当たりましては、発注後になるべく追加工事、いわゆる設計変更などの必要を生じないように、事前の調査や当初の設計をしっかりと行わなければならないことは御案内のとおりでございます。しかしながら、工事によりましては、着手後において生じた理由や施工中の現場の状況などにより、やむを得ず工法等を変更せざるを得ない場合などがございます。例えば、基礎工事におきまして、実際に掘削してみると、思ったより軟弱地盤であったりあるいは湧水が見られたりした場合、予定していた資材等をより現場に適したものに變更していく場合、工事を進めていく上で、現場の状況により当初の工法をどうしても変更せざるを得なくなる場合、利用者の要望等により、より利便性の高いあるいは使い勝手がよいものにする場合、施工中の騒音や振動に対する周辺住民からの要望等によりそれらへの対策を行う場合などの理由により変更を行うことが考えられます。また、工期につきましても、前述の設計変更に伴うもののほか、天候不順や災害等の自然的条件あるいは他の工事との調整を要する場合などにやむを得ず延長しなければならない場合が生じてまいります。本市で使用しております県に準じました標準的な建設工事請負契約書では、こうした場合に、条件変更等の条項で、工事現場の形状、地

質、湧水等の自然的施工条件が実際と一致しないことが確認され、必要と認められるときは、設計図書の訂正、または変更を行わなければならないと定めあるいは設計図書の変更の条項では、発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができるとし、この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金額を変更しなければならないというふうに規定しているところがございます。他市においてもこうした事例はあるというふうにお聞きをしているところがございます。

次に、8点目の別工事として行うことについてであります。先ほど申し上げましたような例におきまして、仮に設計変更とせず、別工事として発注した場合は、1つとして、改めて入札手続等をとることによりまして、施設の全体としての完成がおくれることにつながりますし、一旦工事を完了させることにより、仮設の足場などを一旦撤去した上で新たに組み直す必要があること、設計書も別のものとして編成し直さなければならず、そのため設計費や管理費も新たに必要となってくること、補助事業であれば、別工事として発注した場合は補助対象とならない可能性があることなど、さまざまな面でデメリットが生じることが予想される場所があります。もちろんケースによりましては、別件工事としたほうがよい場合もあるとは思いますが、ほとんどの場合は、設計変更の方法によって行うほうが、工期や費用の面で有利となるのではないかと考えられるところがございます。いずれにいたしましても、公共工事の適切な実施につきましては、まず担当課、設計監理業者等と十分協議を重ねることが必要となります。その上で、県の指導や助言をいただきながら、最少の経費で最大の効果が得られる結果となりますように努めてまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 萩野市民課長。

○市民課長（萩野義興君） 市長答弁を補足させていただきます。

2の室戸市新火葬場建築工事等公共工事全般についてでございますが、本年3月定例会の産業厚生委員会には、私が出席させていただいておりました。その部分とそれに関連する項目も含めまして、市長、副市長が答弁した以外の部分を答弁させていただきます。

まず、1点目の産業厚生委員会の質疑におきます工事遅延理由に係る基礎工事と造成工事についてでございますけれども、造成工事は、建築主体工事の基礎工事に着工する前提として、別途発注していた敷地造成のための工事でございます。基礎工事とは、建築主体工事の基礎工事でございます。別ということでございます。この2つの工事は、同時発注いたしたものでございまして、造成工事の敷地が完成いたしませんと、建築主体工事の基礎工事に着手できないということになっておりました。工事の遅延理由の中で、この造成工事は、平成25年9月28日から平成26年1月13日までの工期でございましたが、造成工事に使用する地盤の基礎部分の特殊大型土のうの搬入材料の確保について、生産者が1社のみでございまして、また受注生産であること、それから年度末ということもあり、納入に日数を要し、26年3月下旬まで工期を要

したものでございます。建築主体工事の基礎工事の着工は、この造成工事の完成後に2カ月余りのおくれで平成26年3月下旬に着工となりました。

2点目の9.5カ月かかるという表現でございますが、この9.5カ月は9カ月半ということでございます。建築主体工事の実際の着手は、26年3月下旬であり、工期を平成26年12月末までの9カ月半延長し、変更していました。工事の進捗状況は、1階躯体工事の完成に4カ月半の予定が9カ月半、平成26年12月末まで要したために、今後の残工事の期間4カ月半に遅延率を乗じまして、平成27年1月から9カ月半、平成27年9月15日までと工期を変更いたしましたものでございます。

3点目の工事の遅延理由としての契約時点での既設の火葬場を使用する影響などについてでございますけれども、現火葬場を稼働しながらの工事であるため、安全対策等には十分注意するよう配慮を設計業者等には指示しておりましたが、火葬業務が入った場合、発注時の想定以上に現場の作業員の確保について業者側の手配が困難であったとお聞きいたしております。また、平成26年3月から12月までの10カ月で243件の火葬業務があり、多いときで1日に3件、火葬時、それから遺骨の引き渡し時と1件当たり2回の中断をしなければならないというときもあります。このような状況ではありましたが、既設火葬場を使用しながら行う工事の工期決定の際には、受注者に仕様書や特記事項などで明確な工期に対する説明を示すべきであったということで判断して委員会で答弁したものでございます。

4点目の工期がおくれたことによる他の工事の予算の提出時期についてですが、平成25年度予算の機械設備工事、電気設備工事、管理委託料は、平成26年度で繰越明許費の議決を受けた上で、さらに今議会に報告しております平成26年度事故繰越計算書において、2億1,509万9,450円を計上いたしております。また、平成26年度予算に係る火葬炉設備工事、外構解体工事、電気設備2期工事、造成2期工事、備品購入費、また平成27年3月定例会において予算議決をいただきました建築主体工事の増額変更分5,141万6,000円、工期延長となったことによる機械設備、電気工事に係る増額見込み分も含めまして、平成26年度繰越明許費繰越計算書に1億7,586万2,000円を計上済みでございます。

次に、火葬場の完成時期でございますが、建築主体工事の工期が、平成27年9月15日でございますので、完成を受けまして検査、引き渡し、試運転等も行いまして、操業というスケジュールを予定いたしております。その他の工事の造成2期工事、外構既設火葬場解体工事につきましては、平成28年2月末の完成予定でございます。新火葬場を使用する際には、市民の皆様には御不便をおかけすることになるかと思っております。

次に、6点目の工事の遅延理由の中で、下請専門業者の県内人手不足についてでございますが、これは公共事業の前倒しとか、東日本大震災の復興対策の関係で資材がそろわないこと、技術者がそちらのほうへ流れ、人手不足も生じたことなどが上げられ、本市の地理的な条件等もございまして、一定やむを得ない理由であるとの判断をいたしましたものでございます。

9点目の未発注工事の進め方でございますが、現時点での未発注工事は3工事で、1つ目が、平成26年度室戸市新火葬場外構解体工事、予算額は3,047万5,000円、2工事目が、同じく造成の2期工事、予算額が3,213万円、3工事目が同電気設備工事、予算額は280万8,000円でございます。事業の概要につきましては……。

(12番林 竹松君「議長、小休して」と呼ぶ)

○市民課長(萩野義興君) (続) 済みません、続けます。ちょっと途中からになりましたが、事業の概要でございますが、まず外構解体工事につきましては、現火葬場の解体、新火葬場駐車場の舗装工事となっております。発注時期につきましては、本年8月中旬ごろの新火葬場完成前を予定いたしており、新火葬場の供用開始後に現火葬場の解体に着手する予定でございます。

次に、造成2期工事でございますが、新火葬場隣の敷地への埋め戻し、駐車場の整備を行い、周辺及び山側への擁壁の施工を予定いたしております。また、この事業には、新火葬場から霊柩車の退出道として仮設スロープ工事が含まれるため、工事の発注時期は、本年8月中旬を予定いたしております。

最後に、電気設備工事ですが、駐車場に設置する街灯工事であるため、造成工事の完成、外構の工事の進捗にあわせる形となっておりますので、これは発注は平成28年1月を予定いたしております。

10点目、工事が本年度内に完成しなかった場合の対応についてでございますが、現在、工事の進捗は、変更後の予定どおり進捗いたしておりますので、本年9月15日の工期には完成見込みの予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

また、事故繰越の議会提案は要らないのかということでございますが、議員さん御承知のとおり、予算は議会の議決事項でございますので、その予算の内容は、地方自治法215条に定められており、その内容といたしましては、1が歳入歳出予算、それから2、継続費、3、繰越明許費、4、債務負担行為、5、地方債など7項目が議決として示されております。3の繰越明許費については、予算でございますので、議会の議決を必要としておりますが、事故繰越につきましては議決項目とは示されておられませんので、事故繰越としての議決は必要ございませんが、地方自治法施行令の150条第3項におきまして、事故繰越計算書を作成して議会に報告することと規定されておりますので、今議会に事故繰越の報告をさせていただいております。

11点目の現火葬場の取り壊し工事費の予算計上についてでございますが、4点目でお答えいたしました平成26年度繰越明許費繰越計算書に、外構工事も含めまして、3,047万5,000円を計上させていただいております。

私からは以上でございます。

(12番林 竹松君「議長、議事進行」と呼ぶ)

○議長(久保八太雄君) 議事進行の発言を許可します。林竹松君。

○12番(林 竹松君) 12番。ただいま議長から議事進行の許可を得ましたので、議長に要請をいたします。

ただいまの時間は、谷口議員の本当に一般質問の途中であります、聞き苦しい面がございましたので、その発言の内容を取り消していただきたいと思いますので、議長に要請をいたします。その内容とは、火葬場の問題に当たりまして、一市民から—————というような発言がありました。何でもかんでも議員であれば発言したらええというようなことじゃなしに、やはり議員を相手どって侮辱をしたという行為になりますので、発言の取り消しを要請いたします、議長に要請をします。以上。

○議長(久保八太雄君) ただいまの林竹松君の議事進行発言について、山本議会運営委員会委員長に議会運営委員会の開催を求めます。

開催の間、休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後3時0分 再開

○議長(久保八太雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長報告)

○議会運営委員会委員長(山本賢誓君) 議会運営委員会委員長報告をいたします。

先ほど来、長時間にわたり貴重な時間をいただきありがとうございました。

議会運営委員会委員長報告を行います。

先ほど林竹松議員の議事進行発言にございました谷口総一郎議員の発言中に、—————の発言は、不適切な発言に該当するのではないかということについて協議をいたしました。当委員会で協議をした結果、—————の発言は、好ましくないという結論に達し、谷口総一郎議員に取り消しの要請をいたしました。この結論につきまして、当人も適当でなかったということで取り消すように決定をいたしました。その取り消しの件につきましては、本人から当議会の演壇より議会に対して報告するようでございます。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長(久保八太雄君) 議事進行に対する処置につきましては、議会運営委員会委員長の報告のとおり、谷口君から本日の一般質問における発言について会議規則第65条の規定により取り消したい旨の申し出があります。谷口総一郎君の発言を許可いたします。

○7番(谷口総一郎君) 7番谷口。先ほどの発言について議事進行がありましたので、それに対するお答えをさせていただきます。

長い間、私の質問に関してお時間をとらせて申しわけありませんでした。執行部の皆さん、議員の皆さん、申しわけありませんでした。市民の声を議場に反映させるのが我々議員の務めであり、御紹介をいたしました、議事を進めるため、—————の部分を削除い





月間では約50日が友引です。10カ月間といたしますと約300日、ゆえに300日引く50日で平均しますと約250日火葬場が操業されている勘定になります。つまり、10カ月間で243人の火葬ということは、1日平均1人の火葬が行われている計算になります。よって、26年は死亡者が例年になく多かったために工事がおくれたかのような答弁は明らかに詭弁であり、理由になりません。新しい火葬場の工事現場のすぐ横では、現在の火葬場が操業しております。市長と本市担当者は、その火葬件数が毎年300件前後あることは、この工事を行う5年も10年も前からわかっていることです。加えて、火葬場の操業状況が、工事に関係することは最初からわかっております。ということは、室戸市が年間の火葬件数を工事発注のときに建設業者にその旨を伝え、工事計画を練って、いつごろに工事が着工して完成はいつになるかを協議しなければならなかったと思います。そうしておれば、不測の事態が発生したとしても、このような243人が非常に多かったと、この年は、多かったというような答弁はなかったと思います。にもかかわらず、毎年火葬が300件前後行われていることを工事に着工する前に建設業者に伝えていなかった、これは明らかに室戸市の失態やと僕は思います。また、観点を変えますと、これらの火葬場の事情を工事開始前に本市から聞いていなかった点から、建設業者にも落ち度があったと言えます。26年度の火葬場の火葬が多かったことが工事遅延の大きな要因と答弁しておりますが、これはおくれの原因にも要因にもなりません。だから、委員会で委員が工事を発注した時点で火葬件数を予想しなかったのは、行政側の責任だと指摘したのは正しく、過ちは過ちとして勇気を持って議員の皆さんに対して謝罪したほうが僕はいいんじゃないかと思いますが、この点についてお聞きをします。

次に、3点目、地方自治法の第221条2項、自治法の221条2項には、予算の執行に関する長の調査権等の条項が次のように規定されております。普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者等々に対してその状況を調査し、または報告を徴することができる、こう書いてあります。徴するとは、要求するとか、これお金を徴収するの徴ですが、徴するとは要求するとか求めるという意味でございます。予算の執行を適正に行うことができなくなったことを受けて、本市は建設業者に対し、工事遅延の理由、工事延長の理由、それによって工事費増額となった理由、市と市民に迷惑をかけたことに対する弁明等を記載した報告書を提出させることができます。業者にも言い分はあろうと思いますから、その弁明の機会を与えるべきですが、この提出を業者に求めますか、お聞きをいたします。

次に、最後、4点目です。これ以上の公共工事全般についてと受けた答弁をもとに市長にお考えをお伺いします。この総工費4億6,000万円という巨額の予算を投資する火葬場の工事に、6億4,000万円と聞きますジオパークセンターの建設事業、これ2つ合わせますと11億円という驚くような予算額となります。一体いつまでこんなことが室戸は続くんでしょうか。私は議員でなかったこの4年間、いろいろ思いました。市の事業が何をやりゆうかは知りませんでしたが、そんなことを考えますと、そんな財政が潤沢な町かと、ずっと思いました、室戸市

は。物事には分相応というものがあります。例えば、室戸市が3万人の町、5万人の町で、人口が増加の一途をたどっているならまだしも、5年に1回行われる国勢調査のたびに2,000人、2,500人が減少する夕張市などと同じように全国でもトップクラスの人口減少の町です。私の調査と分析では、2045年か2050年、あと30年か35年先には人口ゼロの町となるのは見えていて、これはあらがいがたい事実でございます。市議選の前に津呂の町で50歳代の男性からこんな話をお聞きしました。この辺を見てみい。家と言えば空き家を取り壊して更地になったところばっかしや。住んじよると言えば、80歳を超えた高齢者のひとり暮らしばかり。こういうことを考えるのが役所であり議会やろがと、そう言われました。市政と市議会へのふんまんやり方ない怒りを私がぶつけられました。私は議員じゃなかったんですが、そのとおりでと思い、何も言えませんでした。ここに市民が語る夢のある話はなく、市民誰もが不安や怒りを口にしております。これらの現状を知ってか知らずか、苦しい生活が続き、先が見えなくなっている市民をさておき、市民から見ますと、高給取りの市長や市職員、そして建設業者、一緒になって次々と大型公共施設の建設を計画し、予算を投資しております。あなた方お金持ちやきん、現実が見えていないのです。年間100億円を超える本市の予算は、あなた方が自由に使ってよいものではなく、全て我々の雇用主である市民のものであります。もしジオパークセンターに4億円、火葬場に3億円なら、残りの4億円で市民が待ち望んでいる室津川左岸道路と火葬場直前の道は完成する、そういうことも考えております。

以上、市民の皆さんの思いを代弁いたしまして、巨額の公共施設を建設することなどについて、公共工事全般について市長の御所見をお伺いをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 谷口議員さんにお答えをいたします。

まず、室津川左岸道路であります。何回も申し上げております。護岸については県で何とかやっていただきたい。道路については護岸ができれば市としてはやっていく考えはある。ただ、用地として、道路としてまだ反対をしている人もある。境界が確定していないところもある。そういうものを解決をしていかなければやっていくことはできないというふうに私は思っています。ただ、護岸については、どうしても私はやっていただきたいとして、県に要望を上げているということを何回も申し上げているところでございます。

そして、新火葬場の建設についてであります。私は議員さんに言われなくても、300人程度の亡くなっておられる方がいることは十分承知をいたしております。ただ、10カ月で243人という報告があることも承知をしております。それは、その事実を言うたことであって、それを大きな工事のおくれというようなことに捉えて申し上げていることではございませんので、それは御理解をいただきたいと存じます。

それから、3点目は担当課長からお答えをさせますが、4点目、11億円の予算を使ってとい

うことでありますが、室戸世界ジオパークセンターは、当市のいろんな地質であるとか、地域の財産、そういうものをしっかり生かしていく場が必要である。また、前段の議員にも申し上げましたように、交流人口の拡大を我々は取り組んでいかなければ、定住人口の拡大とともに、やっぱりそういうことがなければ、地域経済は疲弊をしていく。何とかしないといけないという中で、多くの方々の要望もあり、また議員の皆さんの御理解、御協力もあって進めている問題でございます。莫大な金をむちゃくちゃ使っているとは全く思っておりません。6億円の、5億6,000万円の予算としましても、60%は国・県でいただいてきております。残りは確かに市の負担になっておりますが、それは過疎債であって、過疎債の70%は後年度負担で国から返ってくると、そういうような財源を使って、とにかく余り予算を使わないで、そうした効果的な事業ができないかどうかということで知恵を絞って取り組んでいるところでありますから、その点については十分御理解をいただきたい。そしてまた、火葬場についても、現在の火葬場が、既に老朽化をして、こういう施設では市長、恥ずかしいじゃないかということで、多くの市民の方から新しい火葬場が欲しい、どうしても欲しいというような御意見、御要望、また議会の中でもそうした要望があり、私は聞いてきたところであります。その中で、何とか建設をしていかないといけないということで着手をして取り組んできたわけですが、先ほど来申し上げておりますように、もう一度申し上げますと、工事の発注後、造成工事で一定工期がおくれてきたこと、また地盤が、これは地盤調査をしております。しかし、地盤が思う以上に軟弱であります。私も行きました。深靴で入っても溺れていくような軟弱地盤、僕あんなところ余り見たことないんですが、そういうような地盤。そういう中で、基礎工事を見直していかないといけないというような状況もあったということも触れさせていただきました。また、昨年8月、集中豪雨、そういうものもあったし、また8号、11号、19号のたび重なる台風の襲来というようなものによって工期が延長されたということもずっとお話をしてきたことであります。そういう中で、やむを得ず工期の延長であるとか、予算の増額ということになったことについては、これは申しわけないというふうに申し上げてまいりましたし、しかしいろんな条件の中で、よりよい少しでも負担のないような体制、やり方というものについては私はいつも模索をしてきて、工夫をしてきているというところでございます。いろんな100億円の事業、自由に使えるお金、私はいつも言われます。室戸市において、市長、自由におまんが使えるお金、どればあありゃあやということを言われます。ほとんどありません。大方もう決まったお金ばかりであります。しかし、そういう中で、市民の皆さんの生活を考え、また市の振興対策をどうしたらいいかというのを前段の議員さんにもお答えをしてきたつもりであります。本当に湯水のごとくあるいはどうでも予算を使うというようなことは全く考えておりませんので、そのことについてはどうぞ御理解をいただきたい。少ない経費で最大の効果を上げるように、いろんな事業に取り組んでいかないといけない。そういう中で、まだまだもちろん見直しをしていく、気をつけていかなければならない点、こういうものはたくさんあると思って

ます。もっともっとあります。しかし、それらのことについては、みんなで執行部一丸となってそのことについては点検をしながら、少しでも効果的な事業となるように取り組んでいるところでございます。

私からは以上です。

○議長（久保八太雄君） 萩野市民課長。

○市民課長（萩野義興君） 私のほうからは、3点目の議員さんがおっしゃってございました地方自治法の221条の予算の執行に関する長の調査権、これを行使するののかという御質問であったかと思いますが、先ほど来、市長のほうで、本工事費の増額になったこと、それから工期延長になったこと、いろいろ理由も述べております。その理由によります妥当性を認めておまして、それによって工期延長とか工事費の増額をしておりますので、ここに言われております調査権というのは、現時点では行使するという事は考えておりません。

○議長（久保八太雄君） これをもって谷口總一郎君の質問を終結いたします。

次に、山下浩平君の質問を許可いたします。山下浩平君。

○9番（山下浩平君） 9番山下浩平。一般質問を行います。

1、市道河内線の整備について。稲石地区の舗装改良。

市道河内線は、簡易舗装されたのは昭和40年ごろであったと思います。既に50年が経過し、羽根、吉良川、佐喜浜各町におかれましては、各河川に沿った道路はそれぞれ立派な快適な道路が通っておりますが、室津川沿線の市道河内線は、まだまだ快適とはほど遠い市道であります。平成2年度に稲石までの上水道の延長工事で、道路の真ん中を掘削して送水管を埋設しております。そうしたことも含めて、特に稲石地区の区間においては、でこぼこで雨が降ると水たまりばかりで、水たまり悪路になっております。約1キロ区間に車の待避所は2カ所しかありません。道幅も大変狭く、軽自動車の対向はできない状況であります。以前は、自動車学校もあり大変でした。何度か担当課にも説明した経過もございますが、現状のままであります。市道は、市民の日常生活に欠くことのできない生活道であります。日常交通に不便を来しておるばかりでございます。交通事故の発生原因にもなりかねないと思います。舗装改良について市長さん並びに担当課長さんの答弁を求めます。

次に、2番、元、岩戸、奈良師海岸堤防の強化について。インプラント工法（堤防）による改良。

日本では、多くの都市が海岸や河川流域に面した平野に位置しており、堤防や護岸によって社会生活が守られていると言っても過言ではありません。台風により高潮や高波、地震による津波などが多発する自然災害から人命と財産を守るため海岸や河川堤防の再生、強化が急速に進められております。このたび高知市の太平洋沿岸、桂浜の西に位置する高知市春野町仁ノ海岸並びに仁淀川河口両岸に及ぶ区間で、全国でも全く新しい工法、堤防として既設の堤防に鋼鉄製のくいを地盤に深く押し込むことで、地震による液状化や津波に粘り強く耐え、防災機能

を維持できる強靱な新工法、インプラント工法による堤防の整備が、国の直轄工事で完成をしております。南海トラフ地震対策などを進める他の県でも広く採用されていることです。また、外国でも、ドイツを初め、ヨーロッパ、アメリカでも広く採用され注目されているということでございます。市長さん、室戸市のモデルケースとして、国道55号を支え、市民の命と財産を守るため、インプラント工法による元、岩戸、奈良師海岸堤防の強靱化について、市が主体性を持って国・県へ強力に要望すべきであると思いますが、市長さんの御見解をお伺いいたします。

次に、3番、公衆便所の設置について。新村ジオパーク駐車場。

日本のトイレは、温水洗浄便座や水が流れる音、擬音装置などが注目され、少ない水量で流すことができる点で環境面での評価も高く、日本を観光で訪れる中国人富裕層が、お土産に高級便座を購入する姿も目立ち、アジア各国で注目されていると言われております。トイレ環境を整えることで、訪れた人の心理的負担はぐっと減らすことができると思います。トイレの問題は、恥ずかしさから避けがちでございますが、食事と同様に大切なことであります。一般の人も無関係ではない話ではないかと思えます。いつでもトイレに行ける環境は不可欠なサイクルでトイレの備えは誰にとっても欠かせないと思います。最近では、自己環境機能を備えた活性汚泥処理及びろ過処理する独自の環境技術の組み合わせによる汚水を浄化し、排水ゼロで洗浄水として水洗トイレの再利用できる環境衛生にすぐれた循環式水洗トイレもできております。ジオパーク観光に訪れる方々に、清潔さや美しさを売り込むためにも、ぜひジオパーク新村駐車場、新村遊歩駐車場入り口付近に公衆便所を設置し、ジオパーク観光の成長戦略として検討すべきであると思えます。地元の方々も期待されておりますので、市長さん、担当課長さんの答弁を求めます。

なお、市長さん、トイレの神様がにっこりほほ笑んでいただきますような答弁をお願い申し上げます。1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 山下議員さんにお答えをいたします。

まず、1の市道河内線のことにつきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしく申し上げます。

次に、2の元、岩戸、奈良師海岸堤防の強靱化についてでございます。

海岸堤のインプラント工法につきましては、以前にも申し上げたことがございますが、地震の液状化対策や津波対策として有効な工法であるというふうにお聞きをいたしておきまして、私自身も高知の現場を視察したところでございます。御案内のように、高知市の仁淀川河口の仁ノ海岸でインプラント工法が採用され、国土交通省の直轄事業として平成24年3月より事業着手をし、翌年3月には完成をしております。平成25年度には、左岸側の2海岸に着手をし、今年度の7月には完成予定とお聞きをいたしておきまして。また、平成26年度からは、高知市長

浜地区や戸原地区につきましても、同工法を採用、着工し、今年度から浦戸湾の南国工区にも着手予定とのことでありまして、高知河川国道事務所といたしましては、インプラント工法が有効であるということで積極的に採用をいたしているところでございます。今回、高知県の津波対策といたしましては、L1津波をもとに、必要な堤防高を高知県から示されたところでございます。その結果、当市の場合、海岸堤のかさ上げが必要なところは、室戸岬海岸から行当漁港海岸までとなっているところでございます。元、岩戸、奈良師海岸のかさ上げや堤体補強につきましては、高知県への要望を行っているところでございますが、あわせてインプラント工法を検討することについても要望をいたしてまいります。また、仁ノ海岸等は、かさ上げよりも液状化対策が主に必要とされていたとの話でございまして、そのためインプラント工法は特に有効であったということもお聞きをすることでございます。いずれにいたしましても、海岸堤のかさ上げや補強、そして粘り強い構造の実現に取り組んでいただくように、今後とも要望活動を行ってまいります。

次に、3の新村ジオパーク駐車場への公衆便所の設置でございます。私からお答えをいたします。

現在、行当、新村ジオパークサイトには、国道55号線沿いに公衆トイレがございます。しかし、当該公衆便所とそこに近くに観光案内板を設置しているところでございますが、これらの土地につきましては民間のものでございまして、現在、この所有者間で境界の問題が出ているところでございます。また、当該公衆便所につきましては、御案内のとおり、老朽化がひどく、旧式のトイレということでございます。地元の常会からも撤去してほしいというような声も前からいただいているところであります。そうしたことを受けまして、今回、旧式現在の公衆便所は撤去するというので、今回の補正予算にも予算計上をさせていただいているところでございます。また、新規トイレにつきましては、これまでもいろいろ検討はしてきたわけですが、行当、新村ジオパークサイトを訪れる観光客の方々も多くございますので、その駐車場近くにあったほうが望ましくはないかということを考えております。今後、設置場所やその規模、整備後の管理体制、整備費の財源対策なども含めまして、建設をしていく方向で検討をいたしてまいります。

私からは以上でございますが、建設課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 岡本建設課長。

**○建設課長（岡本秀彦君）** 山下議員さんに、1点目の市道河内線、稲石地区の舗装改良についてお答えをします。

市道河内線につきましては、議員さん御案内のとおり、舗装面の劣化や排水機能が低下した箇所があり、特に稲石地区の約300メートルのうち約70メートルは老朽化が著しく、道路改良の必要性を感じているところでございます。市としましても、現道拡幅工事として、市道河内

線の中でも特に狭隘である長野地区から大久保地区の間、約340メートルにおいて、平成25年度より測量設計に着手し、昨年度より工事を実施しております。また、舗装工事につきましても、平成25年度に河内線を含めた市内12路線において、ひび割れやわだち掘れなどの道路の現状調査を行い、計画的な舗装修繕に取り組んでいるところでございます。しかし、一般的な舗装の耐用年数は、舗装構成の違いにより、国道で約20年、市道で約10年であります。市内の路線には、経年劣化した舗装が多くあり、地域住民の皆様から、舗装改良の御要望を数多くいただいているところでございます。しかしながら、市が管理しております市道は536路線、総延長で216キロに上り、その維持管理には多額の費用が必要でありますので、先ほど申し上げました舗装面の調査結果等をもとに、本路線を含め、計画的な舗装改良事業に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） これをもって山下浩平君の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

あすは引き続き一般質問です。午前10時にこの議場に御参集お願いいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時41分 延会